

囲込運動を回る英国農民事情

——十六世紀ヨーマンリーの問題——

越 智 武 臣

【要約】 従来我國の研究史に即する限り、主として地域的・時代的類型論として、或いは経営形態論として提出され、また主に計量的にのみ問題にされ勝ちであつた囲込運動を、領主経済の側からではなく、農民問題として、とくにかの中世的土地保有形式の解体という巨大な歴史過程の中に位置づけようとしたのが本稿である。従つてこの際、囲込運動は既に所与のモチーフとして考えられた。が、この運動によるかかる土地保有形式の解体の不可避性——必然性はわけても農民土地保有態様の不安定性にあつたと考えざるを得ず、この点よりとくに慣習土地保有態様の特異な性格について主としてページをさいた。しかも慣習土地保有農こそは当時農民の大部、ことにかのヨーマンリーの主体を形成したものであり、併せてここに副題の意味を含ませることにした。

は し が き

近世英国経済史上にその古典的な形態を示したと謂われる「囲込運動」[Enclosure Movement]に就いては、従来種々な角度からの検討が試みられている。①勿論我国においても、直接或いは間接に、これに言及した論作はその数必ずしも少くはないであらう。しかし乍ら、願れば、囲込運動

の起源、規模——これももとより仮設的な数字たるを否めないが——②地域的、或いは時代的な諸類型は、これらを通じて一応解明せられたにしても、元來この運動が近世史上に提起した意義を問題とする限り、かかる観点は少くも問題の周縁を旋回し勝ちであつたようにも思われる。という意味は、囲込運動に表徴される歴史過程そのものが、実は直接的生産者の土地からの分離、換言すれば資本関係、近

世社会形成のダイナミックな一齣に他ならなかつた、という基本的な視角は見失われないまでも、それ程具體的、構造的には展開されること少なかつたのではなからうか、というのである。勿論かく言うことも困込運動の意義を評価する上での常識的な通念を何ら出ているものではないが、要はかかる常識を具體的に理解し、深化することにあるのであり、これと一概に近世的世界と呼ばれるものの他の造型要素との関連をも、積極的に推論してみることにあろう

と思う。事実中世末期より近世市民革命に至るまで、英國社会に育つた諸々のイデアとバトスも、また他の社会的諸事象も、この深く広汎な運動の実体と正面から取組むことなしには正当な理解を遂げ得るものとは考えられない^⑩。しかし本稿では、暫くこの局面には触れぬこととして、視点を専ら困込運動とその下における農事情に向けて行きたい。別言すれば困込運動という所与の歴史的諸力を前にして、曾て享受し得た中世的、或いは半中世的農民の労働と所有の統一は、いかなる事情の連鎖によつて解体されなければならなかつたか、この点こそ本稿の中心テーマをなす

ものである。それにしても、此の過程こそ、善かれ悪しかれ、近世的個性生誕の過程——いわゆる「Sündenfall」——に他ならなかつたということと、また何よりも人間が巨大な歴史的潮流に抗しつ、いかに生き、対決したかの歴史でもあつたかを念頭におくならば、困込運動という経済史的範疇も単なる遡源的、地誌的、計量的な歴史を脱却することができるとあらうと思う。経済的基礎過程の分析も只そのみに終らせてはならぬのである。

本稿は主として以上のような観点から先学の業績を辿りつつ、困込運動の具体相が個々の農民にいかなる仕方で作したかを、ことに十六世紀という境位に立つて、整理、理解しておこうとした、謂わば基礎作業の域を出てない。中心課題としてとくに十六世紀を選んだことの理由は、一つには此の時代が長い困込運動の歴史においても特殊な一性格を現出させていたということ、二つには先行する時代、及び市民革命下の諸問題への展望を、真に歴史的、統一的な形で把握しておきたかつたことによる。ただ史料、参考文献の制約から困込運動を単に農民層の問題、ことに

ヨーロッパの yeomanry の解消過程として何か位置附け得ず、この過程と不可分な関係にも地主層＝シホーン・リー gentry 層生成の問題^①としてはなお具体的に追求し得なかつたことを遺憾とする。蓋し当時の農民問題理解のためには両者相俟たねばならぬこと勿論であるが、今暫くかかる形で提示するところを述べられたり。

① 田荘運動で開墾した主要な文獻として例へば W. Ashley, *An Introduction to English Economic History and Theory*, vol. I, pt. II, 1920; E. Ripson, *The Economic History of England*, vol. I, 1949; Lord Ernle, *English Farming Past and Present*, 1912; G. Slater, *The English Peasantry and the Enclosure of Common Fields*, 1907; A. H. Johnson, *The Disappearance of the Small Landowner* 1909; W. H. R. Currier, *The Enclosure and Redistribution of our Land*, 1920; I. S. Leadam, *The Domesday of Inclosure*, 1517—1518, 2 vols. 1897; do., *The Inquisitions of 1517*, *Trans. of Ry. Hist. Soc.*, N. S. vol. VI; E. F. Gay, *Inclosures in England in the Sixteenth Century*, *Quarterly Journal of Economics*, vol. XVII, 1903; E. M. Leonard, *The Inclosure of Common Fields in the Seventeenth Century*, *Trans. of Ry. Hist. Soc.*, N. S. vol. XIX; E. C. K. Gonner, *The*

Progress of Inclosure during the Seventeenth Century, E. H. R., vol. XXIII; R. H. Tawney, *The Agrarian Problem in the Sixteenth Century*, 1912. 尚邦語文獻として小松芳彦氏「十七世紀の英々の田荘の連続性」〔封建英国とその崩壊過程〕第一〇論文、富沢露岸氏「第一次緑画運動への展望」(西洋史学 XL) などを見よ。

② Johnson, *op. cit.*, p. 44; Gay, *Quarterly Journal of Economics*, XVII, p. 595. 前節単にその前巻巻末附図②を参照せよ。例へば英国のネサマンの背景と広義にせむるヨーロッパの思想体系との運動とのな関係についてかき添へ。 Cf. Tawney, *Ibid.*, p. 192 seqq; do., *Religion and the Rise of Capitalism*, 1926, *passim*; D. W. Petoorsky, *Left-wing Democracy in the English Civil War*, 1940, *passim*.

③ このエッセイ層生成の問題については英国社会史の基本的なエッセイの考へるが、これを越す最近批評の考へが例へば R. H. Tawney, *The Rise of Gentry*, *Ec. H. R.*, 1941 を参照せよ。更に此考へに因る A. L. Rowse の考へは *The England of Elizabeth*. *The Structure of Society*, 1951 (雑誌「歴史雑誌」) 8 の 5・6 号出菜氏「このエッセイ」Styva L. Thrupp, *The Merchant Class of Medieval London*, 1948, chap. VI; H. R. Trevor-Roper, *The Elizabethan Aristocracy*, *Ec. H. R.*, 1951 などを参考せよ。

一 農民の存在形態——問題の所在

甚だ概念的な表現たるを認めなければならぬが、凡そ近世英國、のみならず広く近世的世界形成の問題として、吾々の視角を、一応その内部に広汎に準備されつつあつた資本關係の成立、平たく言えば、益々増大して行く規模での農民諸階層の中世的土地所有からの分離——この過程に定めようとすることに就いては何人も異論はあるまいと思ふ。またとくに英國にあつてはかかる歴史過程がかの「*囲込*」と呼ばれた一連の運動によつて典型的に準備せられものであつたことに就いても屢々説かれた処である。囲込運動を惹起するに至つた經濟的動因^①に就いては今差當つて言及する餘裕はないが、既にかかる過程が一つの非情な歴史的现实として「*神も、わが王國の利益も、その防衛も眼中にあつたものではなく*」*nec deum aut regni nostri vilitatem et commodum seu eiusdem defensionem pre oculis habentes* へ少なからざる村落を（中略）*囲込み*、そこ住む我が住民を保有地、借地より追立てつつあつた^②」十六世紀

の交、一般に農民問題の所在とは、農民自身が与えられた歴史的社会諸条件の下にあつて、いかに、またどこまで、この強制に対処し得るものであつたか、というその可能性、限度の中に求められなければならないのは言うまでもない。しかもこの可能性——限度たるや、逆に言えばその当時の農民がおかれた歴史的な諸条件、つまりその存在形態に依じて相当な偏差を見せたと考えられるのであり、従つてこの時代の農民問題の所在を探らんとすれば、先ずこの諸条件の分析からとり掛ることが必要である。しかしながら、この際とくに注意しておきたいことは、此処に所謂歴史的社会諸条件が、ただ単に農民の經濟的条件としてのみ擧げられてはならぬと言ふことである。問題は寧ろ基本的な農民の經濟的条件が、かつて確立されたところの經濟外的諸条件によつても、いかに制約されなければならなかつたか、またこれに対決するものとして領主經濟は、いかにして後者を克服することにおいて、純粹な兩者の經濟關係の創出を計つたか、そして、その過程にいかなる問題が派生し來つたかに焦点を合すべきものと考ふる。とくにこのことは、

当時の囲込運動の性格と関連して、無視し得ないものがあることを強調しておきたい。というのは、先にも一言した如く、当時の囲込運動がただ単に商品経済の發展に基く、そして、その結果たる競争における、一部農民の不可避的な土地喪失であつたというよりも、すぐれて非合法的な土地収奪——ヘイルズ Hales のいわゆる暴力的囲込 violent inclosure——として顕現した③④ことは、十六世紀囲込運動を、農民領主間に、あるいは農民相互間に、合意的平和裡に行われた十三、四世紀のそれとも、或は又たとえ地主議事による私議事制定法立法 Private Bill Legislation によつてではあれ、少くとも合法的形態をとつて行われた十八、九世紀の囲込とも、明らかに区別する指標でなければならぬからである。即ちこれを農民問題としてみれば、既に経済的理法を超えた領主の非合法性に對しては、農民のいかなる経済的条件も第一義的な意味をもちえないと言ふことであり、寧ろ経済外的な諸条件、就中、彼らの對決手段たるべき法的根拠こそは、この際、規定的な意義をもつていたものと考えざるを得ない。このことは又當然逆な

意味においては、領主側に対しても妥当すべきことであり、彼らの関心が先以て農民の法的地位に、農民土地保有の法的根拠に志向されなければならなかつた所以であると思ふ。かかる観点から考えたときに、農民の存在形態をば、ただ単に経済的指標たるべき土地保有者 tenant においてではなく、何よりもその土地保有態様 tenure において分類登記している当時の検地簿 surveys や土地台帳 rentals の如き莊園文書の記述が、決して偶然の理由でなかつたことに想到するのである。従つて、かかる文書における農民の分類 classification も、嚴密な意味においては経済階級 class としてではなく、まず領主的法理の世界における身分 status として現われてこざるを得ない。重要なのは層としてよりも群である。この点は單純な経済主義の陥り易い盲点であり、經濟に媒介さるべきものとしての法理の具体性を特に強調しておき度いと思ふ。

ところで十六世紀英國農民は、その土地保有態様の上からみれば「自由土地保有農」 freeholders 「慣習土地保有農」 customary tenants 「定期借地農」 leaseholders の三範

疇に大別されると言われるが、^①いうまでもなく、経済的にはこの分類の粗放性は指摘するに及ばない。例えば、同じ慣習土地保有農に就いてみても、商品経済の著しく浸透し、小土地保有農への分化が顕著であつたイースト・アングリアのそれと、イーデン Eden の青流を距てて、スコットランドと相對し、土地保有とは、なお有時に備える兵馬の供給源を意味した辺境ノーサンバーランドの劃一的なそれとの間には、土地保有上の觀念はもとより、経済的にも、同日にしては語り合えない逕庭があつた。^②「收穫祭^{フレイヤス}どきの長い北地の夕まぐれ」とトニーは美しく書いている。「荒野の男たちは腰帯には手斧をぶらさげ、手には弓を携えて、野末に堆く積まれた乾草をとり入れた。慣習農は、騰本によつて馬匹と武具を提供する義務があり、単身、または代理のものをして、点呼に馬を馭らねばならなかつた。(中略)いつの夜か、スコット人の侵入者どもが、沼沢地の上に荒れ狂ひ、いつの夜か、紅い雄雞が、美しいカーリール Carlisle の城壁に向つて時を作れば、保有地とは、ただに小麦を育て、羊を牧する地片であるばかりでなく、仕事に

従事せる騎馬兵 a horseman in harness であつた」と。^③更にまた、三〇年間の定期借地が、學生の慣習保有と、現実的経済的に言つて、どれ程の差異として感じられたかも疑問である。従つて再言しておきたいのは、以上の分類があくまでも保有態^{ホールド}様に則した分類であるということ、にも拘らずかかる法的形式による分類が、此の期の農民問題解明の上に、重要な意義をもつていたということである。以下に掲げる第一表は、トニーの研究成果^④より援用せんとするものであるが、統計作成上の技術的諸制約^⑤は暫くおくとして、われわれも一応本表から土地保有態様に則した以上三つの農民群の相對数を推知し得るのであり、これに更に歴史の進行方向に準じた些少の修正^⑥を加えて考えれば、凡そこの状態を、市民革命前夜に至るまでの英国農民の一つの存在形態であつた、と判断して大過ない。さて第一表から直ちに氣附くことは、全体として慣習土地保有農が全農民数の略々^{2/3}に及び、自由土地保有農の^{1/3}、定期借地農の^{1/3}に較べて、正に絶対的な優位を占めているという事實である。更にこれを地域別にみれば、ノーサンバ

第 I 表

| 〔 〕内の数字は莊園數 | 計 | 自由土地 保有農 | 慣習土地 保有農 | 定期借 農 | 不詳 |
|------------------------------|------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------|
| ノーサンバーランド〔6〕 | 474 | 26 | 436 | 12 | |
| ランカシア〔7〕及び Cockersand 修院領 | 1280 | 217 | 451 | 334 | 278 |
| 計..... | 1754 | 243 (13.8%) | 887 (50.5%) | 346 (19.04%) | 278 (15%) |
| スタフォードシア〔6〕 | 356 | 44 | 272 | 23 | 17 |
| レスターシア〔9〕 | 618 | 134 | 311 | 124 | 49 |
| ノーサンプトンシア〔7〕 | 531 | 100 | 355 | 66 | 10 |
| 計..... | 1505 | 278 (18.1%) | 938 (62.3%) | 213 (14.2%) | 76 (5%) |
| ノーフォーク〔25〕 | 1011 | 316 | 596 | 53 | 50 |
| サフォーク〔14〕 | 353 | 176 | 146 | 25 | 6 |
| 計..... | 1364 | 492 (36%) | 742 (54.3%) | 78 (5.7%) | 56 (4.1%) |
| ウィルトシア、サマセット及び デヴォンシア〔32〕 | 1102 | 149 | 817 | 136 | |
| ハンブシア〔2〕 | 259 | 8 | 251 | | |
| イングランド南部〔10〕 | 219 | 43 | 158 | 12 | 6 |
| 計..... | 1580 | 200 (12.6%) | 1226 (77.2%) | 148 (9.3%) | 6 (0.3%) |
| 総計..... | 6203 | 1213 (19.5%) | 3793 (61.1%) | 784 (12.6%) | 416 (6.7%) |

開込運動を回る英国農事情(越智)

ーランド(91%)、ランカシア^⑧などの如きいわゆる北部諸州では、とりわけ庄倒的な多数を占め、後程説くところであるが、慣習土地保有がその名称自体からも察知せられる如く、尚古い封建的土地保有形式であることから考えて、この地方の経済的な後進性を示している^⑨と見なければならぬ。ミッドランド(二二州と略々同一事情にあるもの)と考えられる南部諸州において、慣習土地保有農がなぜかかる多数を占めているかは、目下答えられない問題として残るが、他方、レスターシアに見る如く、またウィルトシアにおける如く、^⑩中南部では一方に定期借地農の分化が目立ち、その意味では経済的な

先進性を表示している。更に東部諸州を見れば、ノーフォーク、サフォークでは、自由土地保有農の進展が著しく、

本表には辿られないが、保有形式の複雑さは勿論、農民の保有面積にも、他州におけるような劃一性はない。これを要するに、第一表からわれわれはとり敢えず二つの問題を抽出し得ると考える。第一は、慣習土地保有農の圧倒的な優位ということよりして、恐らくこの農民群の果した特殊な役割、或いはその存在条件を、仔細に追求することなしには、此の時代の農業変革と、従つてその問題の所在を、正当に評価することはできないであらうということ、第二には、尚古い保有形式たる慣習土地保有を指標として、地理的に鳥瞰した英国が、略々北西部と東南部という、経済的に、各々進化の度を異にした、二つの地域に分れていくということである。そしてこの経済的進化における二つの型こそは、やがて市民革命下の英国の地図を、北西部

Ⅱ 王党派、東南部Ⅱ 議党派という、二つの對抗勢力に染め分けた根本契機にも対応するものであつたのである。しかし此処では、専ら農民問題というわれわれの視角から、と

くに第一の点を強調しておきたいと思う。

われわれは先に農民問題の所在が農民のおかれた歴史的社会的諸条件によつて左右されると言つた。が、問題点を更に縮小して考えてみれば、所謂歴史的諸条件が偶々彼らに幸して、困込運動を回り、そこに領主側との摩擦の余地の余り残されないか、或いは農民の土地保有が、元來領主との自明な契約関係としてあるような場合には、原則として農民問題の問題性は、稀薄な意味を帯びて來ざるを得ない。ところで以上掲げた農民群の中でも、自由土地保有農は前者に属し、定期借地農は後者に属する、と見ることが出来る。即ち屢々言われるように、自由土地保有農は農業革命の時代を通じて、所謂普通法 *common law* による、ほとんど完全な法的保障をもち得たのであり、領主側からする如何なる侵害にも有効に対処し得た。いわゆる「自由なソケイジ」 *free socage* による土地保有者としての彼らには、封建的義務もほとんどこの時代には名目的なものとなり、貨幣価値の繼起的な低落は、貨幣による彼らの地代

を、領主経済にとつては徴収の煩に堪え得ないほどの微小なものとした。ノーデン Norden の語る如く、そこには「自分自らの土地に住し、その相続の安全を知るものの中に訪れる平静があつた」のである。かく領主経済にとつて無意義な存在と化した彼らに、従つて領主自体も関心を払うこと少く、荘園文書における不正確な彼らの記載は端的にこれを物語つてゐる。またその数最も多かつたイースト・アングリアに就いてみても、彼らが保有地面積僅か三、四エイカーを超えなかつた零細農であつたことから考へて、一般に他の農民群と比べて、富裕な階層であつたとは断言できぬ。それにも拘らず、はるかに富裕な慣習土地保有農と雖も、彼らを羨望しなければならなかつた理由はどこにあつたか。正にこの事実こそは、日々荒涼の度を加へた困込運動の中にあつても、ノーデンの言う如く、自己の保有地に晏如たり得た彼らの法的地位を度外視しては考へられぬことである。自由土地保有農に著しい政治的宗教的理想主義が、決して後期の零落農の描いた如き、苦境の倒錯的幻影的産物ではなくて、貧しくはあれ、法に基礎さ

れ、自己の保有への確信に充ちた現実肯定の息吹であつたことを想わねばならぬ。所謂「何人にも屈せぬ」*slave to none* 英国ヨーロッパの自由の本質とは、ただかかる社会に、かかる形でのみ定在し得た。しかし先にも言つたように、困込運動には謂わば局外者でしかなかつた彼らから、われわれのいう意味での問題視点は、その故にこそ、一応離れ去らなければならぬのである。

最後に定期借地農に就いても一言しておきたい。周知の如く、中世末期領主経済を見舞つた封建危機は、領主直営地の経営にも重大な変化を生じ、領主は旧来の賦役労働による直接経営を廢し、これを農民に貸与し、専ら貨幣地代の收取者として寄生化した。ここにみられるのが、所謂定期借地農の發生である。それが競争地代 *competitive rent* に立脚するものである以上、貨幣価値低落期の領主経済に有利であつたのは勿論、貸与方式も始めの分割貸与から、屢々全体としてこれを一農民に貸与する、更に有利な大借地形式をとり、十六世紀初期には大借地農 *large tenants, farmers* の階層を生んだ。困込運動の主体が彼

らにあつたのはいうまでもなからう。しかし問題は、領主との關係から見ると、大小借地農を問わず、彼らはあくまでも一定年限における契約的なものであり、法的には問題の余地は更になく、兩者の間に支配するものは、封建的諸關係を揚棄した純經濟な法則でしかない。つまり近代的な土地保有形式は、定期借地農の成立を待つて展開されたとも考えられるのであり、農業問題に則する限り近世社会の形成過程とはまたいかにして他範疇の農民が、定期借地化せられたかにもあつたと言えらるであらう。しかし結論として、われわれがあくまでも困込運動を視野におき、自由土地保有農がこれに対して謂わば局外者でしかなかつたとする事實、及び定期借地農の非問題性を指示し得たとすれば、残るところの問題は、慣習土地保有農のそれであつたと言わなければならぬ。

- ① Ashley, *ibid.*, p. 259 seqq.; Lipson, *ibid.*, p. 133 seqq. とくに Tawney, *The Agrarian Problem*, pt. II, chap. I. *Motives and Causes*, pp. 177—200 を見よ。
- ② Patent Roll, 9 Hen. VIII. p. 2. m. 6 d. 1517. (Lendam, *Domesday of Inclosures*, p. 81.) 尚同様な表現に就くこと

くに數多し困込条令の前文を参照せよ。 Cf. Slater, *ibid.*, Appendix D.

- ③ The Commonwealth of this Realm of England, p. 49, Tawney, *ibid.*, p. 171. n. 1. 尚困込運動の非合法性を語る史料として各困込条令の前文を指摘してある。例えば “..... such enormities and myschiefs as be hurtfull and prejudiciall to the comon weale of this londe and subjectis of the same.....”, 4Hen. VII. c. 19, 1489. (R. H. Tawney and E. Power, *Tudor Economic Documents*, vol. 1, p. 4); “..... to the high displeasure of God and against his lawes and to the subversion of the common weal of this reialm”, 7 Hen. VIII. c. 1. 1515. (A. E. Bland, P. A. Brown and R. H. Tawney, *English Economic History*, *Select Documents*, p. 261).
- ④ Tawney, *The Agrarian Problem*, p. 181.
- ⑤ *ibid.*, p. 183.
- ⑥ *ibid.*, p. 22.
- ⑦ 例えばイースト・アングリアにおいては小屋住農 (cottagers) の分出が顯著に見られる一方、勿論他地方と同じく、種々の階層は錯雜するが、一般に小土地保有化の傾向は認めねばならぬ。慣習土地保有農の22%は¹、²、³、⁴、⁵、⁶、⁷、⁸、⁹、¹⁰、¹¹、¹²、¹³、¹⁴、¹⁵、¹⁶、¹⁷、¹⁸、¹⁹、²⁰、²¹、²²、²³、²⁴、²⁵、²⁶、²⁷、²⁸、²⁹、³⁰、³¹、³²、³³、³⁴、³⁵、³⁶、³⁷、³⁸、³⁹、⁴⁰、⁴¹、⁴²、⁴³、⁴⁴、⁴⁵、⁴⁶、⁴⁷、⁴⁸、⁴⁹、⁵⁰、⁵¹、⁵²、⁵³、⁵⁴、⁵⁵、⁵⁶、⁵⁷、⁵⁸、⁵⁹、⁶⁰、⁶¹、⁶²、⁶³、⁶⁴、⁶⁵、⁶⁶、⁶⁷、⁶⁸、⁶⁹、⁷⁰、⁷¹、⁷²、⁷³、⁷⁴、⁷⁵、⁷⁶、⁷⁷、⁷⁸、⁷⁹、⁸⁰、⁸¹、⁸²、⁸³、⁸⁴、⁸⁵、⁸⁶、⁸⁷、⁸⁸、⁸⁹、⁹⁰、⁹¹、⁹²、⁹³、⁹⁴、⁹⁵、⁹⁶、⁹⁷、⁹⁸、⁹⁹、¹⁰⁰、¹⁰¹、¹⁰²、¹⁰³、¹⁰⁴、¹⁰⁵、¹⁰⁶、¹⁰⁷、¹⁰⁸、¹⁰⁹、¹¹⁰、¹¹¹、¹¹²、¹¹³、¹¹⁴、¹¹⁵、¹¹⁶、¹¹⁷、¹¹⁸、¹¹⁹、¹²⁰、¹²¹、¹²²、¹²³、¹²⁴、¹²⁵、¹²⁶、¹²⁷、¹²⁸、¹²⁹、¹³⁰、¹³¹、¹³²、¹³³、¹³⁴、¹³⁵、¹³⁶、¹³⁷、¹³⁸、¹³⁹、¹⁴⁰、¹⁴¹、¹⁴²、¹⁴³、¹⁴⁴、¹⁴⁵、¹⁴⁶、¹⁴⁷、¹⁴⁸、¹⁴⁹、¹⁵⁰、¹⁵¹、¹⁵²、¹⁵³、¹⁵⁴、¹⁵⁵、¹⁵⁶、¹⁵⁷、¹⁵⁸、¹⁵⁹、¹⁶⁰、¹⁶¹、¹⁶²、¹⁶³、¹⁶⁴、¹⁶⁵、¹⁶⁶、¹⁶⁷、¹⁶⁸、¹⁶⁹、¹⁷⁰、¹⁷¹、¹⁷²、¹⁷³、¹⁷⁴、¹⁷⁵、¹⁷⁶、¹⁷⁷、¹⁷⁸、¹⁷⁹、¹⁸⁰、¹⁸¹、¹⁸²、¹⁸³、¹⁸⁴、¹⁸⁵、¹⁸⁶、¹⁸⁷、¹⁸⁸、¹⁸⁹、¹⁹⁰、¹⁹¹、¹⁹²、¹⁹³、¹⁹⁴、¹⁹⁵、¹⁹⁶、¹⁹⁷、¹⁹⁸、¹⁹⁹、²⁰⁰、²⁰¹、²⁰²、²⁰³、²⁰⁴、²⁰⁵、²⁰⁶、²⁰⁷、²⁰⁸、²⁰⁹、²¹⁰、²¹¹、²¹²、²¹³、²¹⁴、²¹⁵、²¹⁶、²¹⁷、²¹⁸、²¹⁹、²²⁰、²²¹、²²²、²²³、²²⁴、²²⁵、²²⁶、²²⁷、²²⁸、²²⁹、²³⁰、²³¹、²³²、²³³、²³⁴、²³⁵、²³⁶、²³⁷、²³⁸、²³⁹、²⁴⁰、²⁴¹、²⁴²、²⁴³、²⁴⁴、²⁴⁵、²⁴⁶、²⁴⁷、²⁴⁸、²⁴⁹、²⁵⁰、²⁵¹、²⁵²、²⁵³、²⁵⁴、²⁵⁵、²⁵⁶、²⁵⁷、²⁵⁸、²⁵⁹、²⁶⁰、²⁶¹、²⁶²、²⁶³、²⁶⁴、²⁶⁵、²⁶⁶、²⁶⁷、²⁶⁸、²⁶⁹、²⁷⁰、²⁷¹、²⁷²、²⁷³、²⁷⁴、²⁷⁵、²⁷⁶、²⁷⁷、²⁷⁸、²⁷⁹、²⁸⁰、²⁸¹、²⁸²、²⁸³、²⁸⁴、²⁸⁵、²⁸⁶、²⁸⁷、²⁸⁸、²⁸⁹、²⁹⁰、²⁹¹、²⁹²、²⁹³、²⁹⁴、²⁹⁵、²⁹⁶、²⁹⁷、²⁹⁸、²⁹⁹、³⁰⁰、³⁰¹、³⁰²、³⁰³、³⁰⁴、³⁰⁵、³⁰⁶、³⁰⁷、³⁰⁸、³⁰⁹、³¹⁰、³¹¹、³¹²、³¹³、³¹⁴、³¹⁵、³¹⁶、³¹⁷、³¹⁸、³¹⁹、³²⁰、³²¹、³²²、³²³、³²⁴、³²⁵、³²⁶、³²⁷、³²⁸、³²⁹、³³⁰、³³¹、³³²、³³³、³³⁴、³³⁵、³³⁶、³³⁷、³³⁸、³³⁹、³⁴⁰、³⁴¹、³⁴²、³⁴³、³⁴⁴、³⁴⁵、³⁴⁶、³⁴⁷、³⁴⁸、³⁴⁹、³⁵⁰、³⁵¹、³⁵²、³⁵³、³⁵⁴、³⁵⁵、³⁵⁶、³⁵⁷、³⁵⁸、³⁵⁹、³⁶⁰、³⁶¹、³⁶²、³⁶³、³⁶⁴、³⁶⁵、³⁶⁶、³⁶⁷、³⁶⁸、³⁶⁹、³⁷⁰、³⁷¹、³⁷²、³⁷³、³⁷⁴、³⁷⁵、³⁷⁶、³⁷⁷、³⁷⁸、³⁷⁹、³⁸⁰、³⁸¹、³⁸²、³⁸³、³⁸⁴、³⁸⁵、³⁸⁶、³⁸⁷、³⁸⁸、³⁸⁹、³⁹⁰、³⁹¹、³⁹²、³⁹³、³⁹⁴、³⁹⁵、³⁹⁶、³⁹⁷、³⁹⁸、³⁹⁹、⁴⁰⁰、⁴⁰¹、⁴⁰²、⁴⁰³、⁴⁰⁴、⁴⁰⁵、⁴⁰⁶、⁴⁰⁷、⁴⁰⁸、⁴⁰⁹、⁴¹⁰、⁴¹¹、⁴¹²、⁴¹³、⁴¹⁴、⁴¹⁵、⁴¹⁶、⁴¹⁷、⁴¹⁸、⁴¹⁹、⁴²⁰、⁴²¹、⁴²²、⁴²³、⁴²⁴、⁴²⁵、⁴²⁶、⁴²⁷、⁴²⁸、⁴²⁹、⁴³⁰、⁴³¹、⁴³²、⁴³³、⁴³⁴、⁴³⁵、⁴³⁶、⁴³⁷、⁴³⁸、⁴³⁹、⁴⁴⁰、⁴⁴¹、⁴⁴²、⁴⁴³、⁴⁴⁴、⁴⁴⁵、⁴⁴⁶、⁴⁴⁷、⁴⁴⁸、⁴⁴⁹、⁴⁵⁰、⁴⁵¹、⁴⁵²、⁴⁵³、⁴⁵⁴、⁴⁵⁵、⁴⁵⁶、⁴⁵⁷、⁴⁵⁸、⁴⁵⁹、⁴⁶⁰、⁴⁶¹、⁴⁶²、⁴⁶³、⁴⁶⁴、⁴⁶⁵、⁴⁶⁶、⁴⁶⁷、⁴⁶⁸、⁴⁶⁹、⁴⁷⁰、⁴⁷¹、⁴⁷²、⁴⁷³、⁴⁷⁴、⁴⁷⁵、⁴⁷⁶、⁴⁷⁷、⁴⁷⁸、⁴⁷⁹、⁴⁸⁰、⁴⁸¹、⁴⁸²、⁴⁸³、⁴⁸⁴、⁴⁸⁵、⁴⁸⁶、⁴⁸⁷、⁴⁸⁸、⁴⁸⁹、⁴⁹⁰、⁴⁹¹、⁴⁹²、⁴⁹³、⁴⁹⁴、⁴⁹⁵、⁴⁹⁶、⁴⁹⁷、⁴⁹⁸、⁴⁹⁹、⁵⁰⁰、⁵⁰¹、⁵⁰²、⁵⁰³、⁵⁰⁴、⁵⁰⁵、⁵⁰⁶、⁵⁰⁷、⁵⁰⁸、⁵⁰⁹、⁵¹⁰、⁵¹¹、⁵¹²、⁵¹³、⁵¹⁴、⁵¹⁵、⁵¹⁶、⁵¹⁷、⁵¹⁸、⁵¹⁹、⁵²⁰、⁵²¹、⁵²²、⁵²³、⁵²⁴、⁵²⁵、⁵²⁶、⁵²⁷、⁵²⁸、⁵²⁹、⁵³⁰、⁵³¹、⁵³²、⁵³³、⁵³⁴、⁵³⁵、⁵³⁶、⁵³⁷、⁵³⁸、⁵³⁹、⁵⁴⁰、⁵⁴¹、⁵⁴²、⁵⁴³、⁵⁴⁴、⁵⁴⁵、⁵⁴⁶、⁵⁴⁷、⁵⁴⁸、⁵⁴⁹、⁵⁵⁰、⁵⁵¹、⁵⁵²、⁵⁵³、⁵⁵⁴、⁵⁵⁵、⁵⁵⁶、⁵⁵⁷、⁵⁵⁸、⁵⁵⁹、⁵⁶⁰、⁵⁶¹、⁵⁶²、⁵⁶³、⁵⁶⁴、⁵⁶⁵、⁵⁶⁶、⁵⁶⁷、⁵⁶⁸、⁵⁶⁹、⁵⁷⁰、⁵⁷¹、⁵⁷²、⁵⁷³、⁵⁷⁴、⁵⁷⁵、⁵⁷⁶、⁵⁷⁷、⁵⁷⁸、⁵⁷⁹、⁵⁸⁰、⁵⁸¹、⁵⁸²、⁵⁸³、⁵⁸⁴、⁵⁸⁵、⁵⁸⁶、⁵⁸⁷、⁵⁸⁸、⁵⁸⁹、⁵⁹⁰、⁵⁹¹、⁵⁹²、⁵⁹³、⁵⁹⁴、⁵⁹⁵、⁵⁹⁶、⁵⁹⁷、⁵⁹⁸、⁵⁹⁹、⁶⁰⁰、⁶⁰¹、⁶⁰²、⁶⁰³、⁶⁰⁴、⁶⁰⁵、⁶⁰⁶、⁶⁰⁷、⁶⁰⁸、⁶⁰⁹、⁶¹⁰、⁶¹¹、⁶¹²、⁶¹³、⁶¹⁴、⁶¹⁵、⁶¹⁶、⁶¹⁷、⁶¹⁸、⁶¹⁹、⁶²⁰、⁶²¹、⁶²²、⁶²³、⁶²⁴、⁶²⁵、⁶²⁶、⁶²⁷、⁶²⁸、⁶²⁹、⁶³⁰、⁶³¹、⁶³²、⁶³³、⁶³⁴、⁶³⁵、⁶³⁶、⁶³⁷、⁶³⁸、⁶³⁹、⁶⁴⁰、⁶⁴¹、⁶⁴²、⁶⁴³、⁶⁴⁴、⁶⁴⁵、⁶⁴⁶、⁶⁴⁷、⁶⁴⁸、⁶⁴⁹、⁶⁵⁰、⁶⁵¹、⁶⁵²、⁶⁵³、⁶⁵⁴、⁶⁵⁵、⁶⁵⁶、⁶⁵⁷、⁶⁵⁸、⁶⁵⁹、⁶⁶⁰、⁶⁶¹、⁶⁶²、⁶⁶³、⁶⁶⁴、⁶⁶⁵、⁶⁶⁶、⁶⁶⁷、⁶⁶⁸、⁶⁶⁹、⁶⁷⁰、⁶⁷¹、⁶⁷²、⁶⁷³、⁶⁷⁴、⁶⁷⁵、⁶⁷⁶、⁶⁷⁷、⁶⁷⁸、⁶⁷⁹、⁶⁸⁰、⁶⁸¹、⁶⁸²、⁶⁸³、⁶⁸⁴、⁶⁸⁵、⁶⁸⁶、⁶⁸⁷、⁶⁸⁸、⁶⁸⁹、⁶⁹⁰、⁶⁹¹、⁶⁹²、⁶⁹³、⁶⁹⁴、⁶⁹⁵、⁶⁹⁶、⁶⁹⁷、⁶⁹⁸、⁶⁹⁹、⁷⁰⁰、⁷⁰¹、⁷⁰²、⁷⁰³、⁷⁰⁴、⁷⁰⁵、⁷⁰⁶、⁷⁰⁷、⁷⁰⁸、⁷⁰⁹、⁷¹⁰、⁷¹¹、⁷¹²、⁷¹³、⁷¹⁴、⁷¹⁵、⁷¹⁶、⁷¹⁷、⁷¹⁸、⁷¹⁹、⁷²⁰、⁷²¹、⁷²²、⁷²³、⁷²⁴、⁷²⁵、⁷²⁶、⁷²⁷、⁷²⁸、⁷²⁹、⁷³⁰、⁷³¹、⁷³²、⁷³³、⁷³⁴、⁷³⁵、⁷³⁶、⁷³⁷、⁷³⁸、⁷³⁹、⁷⁴⁰、⁷⁴¹、⁷⁴²、⁷⁴³、⁷⁴⁴、⁷⁴⁵、⁷⁴⁶、⁷⁴⁷、⁷⁴⁸、⁷⁴⁹、⁷⁵⁰、⁷⁵¹、⁷⁵²、⁷⁵³、⁷⁵⁴、⁷⁵⁵、⁷⁵⁶、⁷⁵⁷、⁷⁵⁸、⁷⁵⁹、⁷⁶⁰、⁷⁶¹、⁷⁶²、⁷⁶³、⁷⁶⁴、⁷⁶⁵、⁷⁶⁶、⁷⁶⁷、⁷⁶⁸、⁷⁶⁹、⁷⁷⁰、⁷⁷¹、⁷⁷²、⁷⁷³、⁷⁷⁴、⁷⁷⁵、⁷⁷⁶、⁷⁷⁷、⁷⁷⁸、⁷⁷⁹、⁷⁸⁰、⁷⁸¹、⁷⁸²、⁷⁸³、⁷⁸⁴、⁷⁸⁵、⁷⁸⁶、⁷⁸⁷、⁷⁸⁸、⁷⁸⁹、⁷⁹⁰、⁷⁹¹、⁷⁹²、⁷⁹³、⁷⁹⁴、⁷⁹⁵、⁷⁹⁶、⁷⁹⁷、⁷⁹⁸、⁷⁹⁹、⁸⁰⁰、⁸⁰¹、⁸⁰²、⁸⁰³、⁸⁰⁴、⁸⁰⁵、⁸⁰⁶、⁸⁰⁷、⁸⁰⁸、⁸⁰⁹、⁸¹⁰、⁸¹¹、⁸¹²、⁸¹³、⁸¹⁴、⁸¹⁵、⁸¹⁶、⁸¹⁷、⁸¹⁸、⁸¹⁹、⁸²⁰、⁸²¹、⁸²²、⁸²³、⁸²⁴、⁸²⁵、⁸²⁶、⁸²⁷、⁸²⁸、⁸²⁹、⁸³⁰、⁸³¹、⁸³²、⁸³³、⁸³⁴、⁸³⁵、⁸³⁶、⁸³⁷、⁸³⁸、⁸³⁹、⁸⁴⁰、⁸⁴¹、⁸⁴²、⁸⁴³、⁸⁴⁴、⁸⁴⁵、⁸⁴⁶、⁸⁴⁷、⁸⁴⁸、⁸⁴⁹、⁸⁵⁰、⁸⁵¹、⁸⁵²、⁸⁵³、⁸⁵⁴、⁸⁵⁵、⁸⁵⁶、⁸⁵⁷、⁸⁵⁸、⁸⁵⁹、⁸⁶⁰、⁸⁶¹、⁸⁶²、⁸⁶³、⁸⁶⁴、⁸⁶⁵、⁸⁶⁶、⁸⁶⁷、⁸⁶⁸、⁸⁶⁹、⁸⁷⁰、⁸⁷¹、⁸⁷²、⁸⁷³、⁸⁷⁴、⁸⁷⁵、⁸⁷⁶、⁸⁷⁷、⁸⁷⁸、⁸⁷⁹、⁸⁸⁰、⁸⁸¹、⁸⁸²、⁸⁸³、⁸⁸⁴、⁸⁸⁵、⁸⁸⁶、⁸⁸⁷、⁸⁸⁸、⁸⁸⁹、⁸⁹⁰、⁸⁹¹、⁸⁹²、⁸⁹³、⁸⁹⁴、⁸⁹⁵、⁸⁹⁶、⁸⁹⁷、⁸⁹⁸、⁸⁹⁹、⁹⁰⁰、⁹⁰¹、⁹⁰²、⁹⁰³、⁹⁰⁴、⁹⁰⁵、⁹⁰⁶、⁹⁰⁷、⁹⁰⁸、⁹⁰⁹、⁹¹⁰、⁹¹¹、⁹¹²、⁹¹³、⁹¹⁴、⁹¹⁵、⁹¹⁶、⁹¹⁷、⁹¹⁸、⁹¹⁹、⁹²⁰、⁹²¹、⁹²²、⁹²³、⁹²⁴、⁹²⁵、⁹²⁶、⁹²⁷、⁹²⁸、⁹²⁹、⁹³⁰、⁹³¹、⁹³²、⁹³³、⁹³⁴、⁹³⁵、⁹³⁶、⁹³⁷、⁹³⁸、⁹³⁹、⁹⁴⁰、⁹⁴¹、⁹⁴²、⁹⁴³、⁹⁴⁴、⁹⁴⁵、⁹⁴⁶、⁹⁴⁷、⁹⁴⁸、⁹⁴⁹、⁹⁵⁰、⁹⁵¹、⁹⁵²、⁹⁵³、⁹⁵⁴、⁹⁵⁵、⁹⁵⁶、⁹⁵⁷、⁹⁵⁸、⁹⁵⁹、⁹⁶⁰、⁹⁶¹、⁹⁶²、⁹⁶³、⁹⁶⁴、⁹⁶⁵、⁹⁶⁶、⁹⁶⁷、⁹⁶⁸、⁹⁶⁹、⁹⁷⁰、⁹⁷¹、⁹⁷²、⁹⁷³、⁹⁷⁴、⁹⁷⁵、⁹⁷⁶、⁹⁷⁷、⁹⁷⁸、⁹⁷⁹、⁹⁸⁰、⁹⁸¹、⁹⁸²、⁹⁸³、⁹⁸⁴、⁹⁸⁵、⁹⁸⁶、⁹⁸⁷、⁹⁸⁸、⁹⁸⁹、⁹⁹⁰、⁹⁹¹、⁹⁹²、⁹⁹³、⁹⁹⁴、⁹⁹⁵、⁹⁹⁶、⁹⁹⁷、⁹⁹⁸、⁹⁹⁹、¹⁰⁰⁰、¹⁰⁰¹、¹⁰⁰²、¹⁰⁰³、¹⁰⁰⁴、¹⁰⁰⁵、¹⁰⁰⁶、¹⁰⁰⁷、¹⁰⁰⁸、¹⁰⁰⁹、¹⁰¹⁰、¹⁰¹¹、¹⁰¹²、¹⁰¹³、¹⁰¹⁴、¹⁰¹⁵、¹⁰¹⁶、¹⁰¹⁷、¹⁰¹⁸、¹⁰¹⁹、¹⁰²⁰、¹⁰²¹、¹⁰²²、¹⁰²³、¹⁰²⁴、¹⁰²⁵、¹⁰²⁶、¹⁰²⁷、¹⁰²⁸、¹⁰²⁹、¹⁰³⁰、¹⁰³¹、¹⁰³²、¹⁰³³、¹⁰³⁴、¹⁰³⁵、¹⁰³⁶、¹⁰³⁷、¹⁰³⁸、¹⁰³⁹、¹⁰⁴⁰、¹⁰⁴¹、¹⁰⁴²、¹⁰⁴³、¹⁰⁴⁴、¹⁰⁴⁵、¹⁰⁴⁶、¹⁰⁴⁷、¹⁰⁴⁸、¹⁰⁴⁹、¹⁰⁵⁰、¹⁰⁵¹、¹⁰⁵²、¹⁰⁵³、¹⁰⁵⁴、¹⁰⁵⁵、¹⁰⁵⁶、¹⁰⁵⁷、¹⁰⁵⁸、¹⁰⁵⁹、¹⁰⁶⁰、¹⁰⁶¹、¹⁰⁶²、¹⁰⁶³、¹⁰⁶⁴、¹⁰⁶⁵、¹⁰⁶⁶、¹⁰⁶⁷、¹⁰⁶⁸、¹⁰⁶⁹、¹⁰⁷⁰、¹⁰⁷¹、¹⁰⁷²、¹⁰⁷³、¹⁰⁷⁴、¹⁰⁷⁵、¹⁰⁷⁶、¹⁰⁷⁷、¹⁰⁷⁸、¹⁰⁷⁹、¹⁰⁸⁰、¹⁰⁸¹、¹⁰⁸²、¹⁰⁸³、¹⁰⁸⁴、¹⁰⁸⁵、¹⁰⁸⁶、¹⁰⁸⁷、¹⁰⁸⁸、¹⁰⁸⁹、¹⁰⁹⁰、¹⁰⁹¹、¹⁰⁹²、¹⁰⁹³、¹⁰⁹⁴、¹⁰⁹⁵、¹⁰⁹⁶、¹⁰⁹⁷、¹⁰⁹⁸、¹⁰⁹⁹、¹¹⁰⁰、¹¹⁰¹、¹¹⁰²、¹¹⁰³、¹¹⁰⁴、¹¹⁰⁵、¹¹⁰⁶、¹¹⁰⁷、¹¹⁰⁸、¹¹⁰⁹、¹¹¹⁰、¹¹¹¹、¹¹¹²、¹¹¹³、¹¹¹⁴、¹¹¹⁵、¹¹¹⁶、¹¹¹⁷、¹¹¹⁸、¹¹¹⁹、¹¹²⁰、¹¹²¹、¹¹²²、¹¹²³、¹¹²⁴、¹¹²⁵、¹¹²⁶、¹¹²⁷、¹¹²⁸、¹¹²⁹、¹¹³⁰、¹¹³¹、¹¹³²、¹¹³³、¹¹

に反してノーサンバールランドにあつては、土地保有の画一性が顕著であり、農民の略々 $\frac{2}{3}$ が 30—50 エイカーの土地保有者

であつたことが注目される。以下とくに両地方の保有地面積を對比させてみよう。 Cf. *ibid.*, pp. 64—65, Table IV.

| は荘園数 (内) 保地面積 (単位 エイカー) | ド(10) ノーサンバール | リア(13) イースト・アング |
|-------------------------------------|------------------|--------------------|
| | 農民総数 | 96 |
| 小屋住農 | ... | 52 |
| 2.5以下 | 10 | 77 |
| 2.5—5 | 1 | 40 |
| 5—10 | 2 | 69 |
| 10—15 | 1 | 28 |
| 15—20 | 3 | 26 |
| 20—25 | 1 | 19 |
| 25—30 | 12 | 14 |
| 30—35 | 27 | 5 |
| 35—40 | 13 | 9 |
| 40—45 | 10 | 4 |
| 45—50 | 10 | 2 |
| 50—55 | ... | 4 |
| 55—60 | ... | 7 |
| 60—65 | 1 | 3 |
| 65—70 | 1 | 3 |
| 70—75 | 2 | 1 |
| 75—80 | 1 | 1 |
| 80—85 | ... | 1 |
| 85—90 | 1 | 1 |
| 90—95 | ... | ... |
| 95—100 | ... | 1 |
| 100—105 | ... | ... |
| 105—110 | ... | 2 |
| 110—115 | ... | 1 |
| 115—120 | ... | ... |
| 120以上 | ... | 4 |
| 不詳 | ... | 17 |

⑧ *ibid.*, p. 190.

⑨ *ibid.*, p. 25, Table I.

⑩ 因みにトローニーの反省する本表の欠陥とは次の如きものであつた。第一に、当時の検地官の責に帰せしむべきものとしては、彼らのなした土地保有者の登録が必ずしも一網打尽 exhaustive ではなかつたということ、第二には、以上三つのカテゴリーの何れに属すべきか明らかでない土地保有農の登記せられていない場合があるということであり、第三には、史料の時代的ズレを考へれば、以下の数字が必ずしも同時代的な農業発展の段階を表現していないこと、又イースト・アングリアにおいては、その進歩的な土地保有形式から、一農民であつて自由、慣習双方の土地保有を兼ねた場合がむしろ常態であり、従つてこの地方

に関する限り、第三、第四縦欄の数字は実際の農民数を上回るものであつたことが注意せらるべきである。 *ibid.*, p. 425, Appendix II.

⑪ 例へば時代が下るにつれ、慣習土地保有農に対する定期借地農の比率はより大きくなることを假定し得る。自由土地保有農に就いては、ほとんど第二次農業革命に至るまで、同じく定期借地農に対する比率は動かなかつたものとみてよい。これに就いては後述を参照せよ。尚 *ibid.*, p. 29; Li. son, *ibid.*, p. 153.

⑫ ランカシアの定期借地農については、大荘園 *Rochdale* の農民を含めることにより本表におけるそのパーセンテージは高くなつてゐるが、若しもこの一荘園を除外するとすれば、ランカシアの他荘園には僅か 19 人の定期借地農を数すに過ぎず、North-

umberland と同じく、此處におくつゝの慣習土地保有農の比率は更に高くなつたのはなる。 Ibid., p. 25, n. 1.

- ⑩ 本表では Somersetshire, Devonshire など織りこみ込まれてゐるが、その Wiltshire などはより田つぎえられ、自由土地保有農との比は上つたのである。 Ibid., p. 25.

- ⑪ 附註②参照。尚、ヤースト・モンゴマンズ Domesday Book 以降 *liberi homines, sokemanni* の地方のあつたことを見るべき。

- ⑫ 革命下におけるこの地域的分裂はつゞつて例へば Chr. Hill の次の言葉を見る。 The geographical division of north and west versus south and east is also an economic and social division between the economically backward areas, conducting a relatively self-sufficient economy, and those districts influenced by the demands of the London market, where agriculture and tenurial relationships were being commercialized. *The Agrarian Legislation of the Interregnum*, E. H. R., vol. 55, 1940, p. 222.

- ⑬ *ibid.*, pp. 28—29; Lipson, *op. cit.*, p. 153.

- ⑭ Norden, *The Surveyor's Dialogue*, Tawney, *op. cit.*, p. 135.

- ⑮ *ibid.*, p. 37.

- ⑯ Lipson, *op. cit.*, p. 154.

- ⑰ 自由土地保有農も勿論時には自ら開込運動の主体であつたことは認めなければならぬ (Tawney, *ibid.*, pp. 37—38; Lipson, *ibid.*, p. 154)。しかし歴々農民運動の先端に立つたのが又彼

であつたというのでも、ただ理非明らかでない立場に於つたの理解し難い問題である。例へば Bland, Brown and Tawney, *English Economic History. Select Documents*, pt. II, Nr. 11, Petition from Freeholders of Wootton Bassett for the Restoration of Common, *tem^p. Charles I* などを見れば参照。

- ⑱ Pategorzky, *ibid.*, pp. 63—64 et passim; W. Schenk, *The Concern for Social Justice in the Puritan Revolution*, 1948, *passim*.

〔附記〕 本節における資料として筆者は主にローリーの前掲書に依つたが、本書でつゞつては内田千里氏の忠実な紹介がある(高橋幸八郎編「近代資本主義の成立」所載)。併せ参照せられ度

二 慣習土地保有農の問題

慣習土地保有農とは保有権の復帰と譲渡^① surrender and admittance とに依つて、荘園裁判所を通過する^②、且つ荘園裁判所記録に明示せられた^③、荘園慣習に従属する土地を保有する農民の総称であると言われる。しかし一般に慣習土地保有農と言つても、われわれは更にその下に、保有形式の差異により、少くとも二つのカテゴリーを想定し得る

のてあり、兩者は必ずしも相反的な範疇とは言えないまでも、これらを一応區別して説明しておくことは、後述する如き農民問題の経緯において、無意義なことではなからうてある。まず第一の範疇に属すべきものとしては、当時の史料に頻出する如き「荘園の慣習に従ふ」 *secundum consuetudinem manerii*, after the custome of the said manor 「荘園裁判所帳簿の勝本を所持することにより土地を保有する」 *tenet per copiam rotuli curiae*, hold his londe by copie of courte rolle 農民、所謂勝本土保有農 *copyholders* であり、第二は、かかる文書上の証拠はなく、ただ単に「領主の意志において」 *ad voluntatem domini*, at the will of the lord 土地を保有する所謂任意土地保有農 *tenants at will* である。従つて一旦彼らの権利が日程に上るとき、前者が少くとも文書上の証拠を持ち得たに反し、後者は専らその証認を領主側の記憶に俟たなければならなかつたといふことは容易に想像し得る処である。しかし先にも言つた如く、勝本土保有農と雖も勝本の所持という事実を除けば、尚依然として領主の

囲込運動を回る英國農事情(越智)

意志に従つた限りにおいて、文字通り任意土地保有農とあつたのはいふまでもなく、例えばブラックストーン *Blackstone* の如きは「勝本土保有態様、即ち領主の意志により、荘園裁判所帳簿の勝本による保有」 *copyhold tenure*, or tenure by copy of court roll at the will of the lord と定義することを忘れなかつた。⑥ 事実、史料の上では、任意土地保有農が勝本土保有農と同義に用いられてゐることは間々あり、また兩者が単に慣習土地保有農と記されるに止まり、より以上の分類を不可能にしてゐる場合もあるが、こうした生起し得べき三カテゴリーによる慣習土地保有農の相対数を示せば、第二表の如くなる。⑦ ところで本表において注意すべきこととしては、既述の如く勝本土保有農が任意土地保有農、或いは単に慣習土地保有農と略記されてある場合のことを考へて、勝本土保有農の数字は更に多く見積られねばならぬといふことである。としてみれば、勝本土保有農は全慣習土地保有農の少くとも約80%を占めており、上述した如く、われわれが慣習土地保有農に歸した重要性は、実はその中でも、とくに勝本

第 II 表

| | 計 | 勝本土 保有農 | 賃習土地 保有農 | 任意土地 保有農 |
|--------------------|------|------------|-------------|-------------|
| ノーサンバーランド..... | 436 | 362 | 45 | 29 |
| ランカシア..... | 451 | 295 | 156 | ... |
| スタフォードシア..... | 272 | 170 | ... | 102 |
| レスターシア..... | 311 | 157 | ... | 154 |
| ノーサンプトンシア..... | 355 | 253 | 93 | 9 |
| ノーフォーク..... | 596 | 536 | 45 | 15 |
| サフォーク..... | 146 | 53 | 82 | 11 |
| ウィルトシア及びサマセットシア | 817 | 786 | ... | 31 |
| ハンプシア..... | 251 | 251 | ... | ... |
| イングランド南部の10荘園..... | 158 | 87 | 45 | 26 |
| 計..... | 3793 | 2950 | 466 | 377 |

した事実^⑥、及び一五八七年には、ハリソン Harrison が「王國の最大部分は彼らに立脚し、維持されている」と言つた証言^⑦とも一致する。また十七世紀の初期においてさえクック

土地保有農に就いてこそ妥當するものであると言わなければならぬ。因みに、これは一五八二年には大監督サンデイス Sandys がノッティンガムシア・スクルービー Scrooby 大修院領に就いて発見

ク Cook は、イングランド人口の $\frac{1}{3}$ が勝本土土地保有農であることを認めなければならなかつた。かくて十六世紀から革命前夜にかけて、英国農民問題の所在とは更に析出された形において、勝本土土地保有農の問題としてわれわれの前に提示されてくるのである。しかし再びこれを最初の視点に返して、困込運動との関連において位置付けようとするとき、問題は始めにも提起した如く、勝本土土地保有農のおかれた歴史的な諸条件、就中その土地保有態様の中に追求されなければならないのは言うまでもなからう。かくてわれわれは当時の農民問題としては最も困難なものの一つ、所謂勝本土土地保有態様の特殊性に言及しなければならぬのであるが、それに先立ち、爾余の歴史的諸条件、ことに当時勝本土土地保有農の享受し得た経済的狀態に就いても一言しておきたい。蓋し所謂「農業革命」 Agrarian Revolution とは、換言すれば、この広汎な農民群の経済的没落への傾斜を語ることに他ならず、これを除いて革命を説くこと自体、始めから無意味という他ないからである。

一般に当時の農民経済と農業革命、別言すれば圈込運動に關する文学的表現の世界との間には屢々誇張的なギャップがあるとはよく言われる処である。試みにゲイの掲げる假説的な数字に從えば、一四五年より一六〇七年に至る圈込地総面積は、その誇張にも拘らず、まだ僅かにイングランド全面積の二・七六%に過ぎなかつたと言うことは、なおいかにテューダー英國が、少くとも現在の眼を以てする限り、靜的な社会であつたかを示唆している。逆に農民経済の側からこれを言えば、そこにおける變動の稀少性を指摘し得ることに他ならず、いな、第三表に掲げた少数例からも明らかのように、むしろ当時最大多数を占めていた勝本土地保有農をも含む慣習土地保有農の地代は、自由土地保有農のそれと同じく、略々十六世紀に至るまで、些少の増加を除いては、ほとんど固定地代 (fixed rent) として現われているのであり、領主の恣意において課せられる、この地代とは別箇な、所謂「権利金」(rights)——保有地の讓渡あるいは更新に際して上納される——に相殺されざる限り、彼ら勝本土地保有農も亦、同様な事情の下に、自己の経済

圈込運動を回る英國農民事情 (越智)

的地位を改善し得たとさえ考えられる。實に自由土地保有農と共に彼らこそベインバコンの所謂「中流人」(middle people) 屢々曖昧な用語として現われる、かの英國「ヨーマンリー」の主体に外ならなかつたのである。しかも幾多政論家の称えた如く、当時なお「王国の全財産」

第 III 表

| 莊園 | 地代 | | | |
|----------------|----------------------|------------------------|----------------------|-----------------------|
| 1. Ingoldmells | (1347) £61 9 4 | (1421) £71 10 3 | (1485) £72 6 8 | (1628) £73 17 2 |
| 2. Acklington | (1352) £18 13 2 | (1478) £19 13 11 | (1567) £19 13 5 | (1580) £20 0 5 |
| 3. High Buston | (1498) £ 3 12 0 | (1567) £ 3 12 0 | (1585) £ 3 12 0 | (1702) £12 0 0 |
| 4. Standon | (1304—5) £21 17 3 | (1348—9) £23 8 0 | (1373—4) £23 2 2½ | (1461) £12 3 3½ |
| 5. Wootton | (1207) £ 9 11 2 | | | (1607) £13 19 0½ |
| 6. Cranfield | (1383—4) £68 15 2 | (1474—5) £63 19 10¼ | | (1519—20) £72 2 1¾ |

the hole wealth of the body of the realm が彼らの上にあつたとすれば、確かに十五世紀の繁榮の絶頂は下りつゝあたとはいへ、十六世紀における彼らの経済的地位も、文学的表現の誇張性を擲揄するものであつたと言わなければならぬ。しかし実は表現世界の誇張性も、決して彼らの経済的現実とは矛盾するものではなく、むしろ矛盾したものとて遠去けた従来の解釈にこそ非歴史的な態度があつた。言うまでもなく困込運動に就いては、例え純経済的に、あるいは領主経済の側から、そこに如何なる説明が可能であらうとも、少なくとも農民自身のこれに対する感応の仕方には自ら別なものがあつたはずであり、彼らが発見したものは父祖相伝の中世以来の土地、平穩な日常生活のルフラン、而もその上には自己の経済的繁榮をも現出させ得た足下の土地が、不気味な微動を示く始めたと言うこと、これ以外にはなく、此の際微動の微は問題ではない。要は彼らが立ち、立つてきた境位との比論が問題であり、徒らに現在の視覚とパーセンテージを以てする限り、彼らに表象された危機感はついに評価不可能に終る他はない。当時英國

農村に育つた激清の強度は、実は農民経済の比較的相対的な安定度の中にこそ求められなければならなかつたのである。口に尚フモールさえ忘れ兼ねなかつた^⑤十六世紀英國農民運動の底を流れたものが、例えば恩寵の巡礼 Pilgrimage of Grace (一五三六年) やケット一擡 Kett's Rebellion (一五四九年) のプログラムも明証するように、深刻な保守主義であつたのも、保守的ならざるを得ない彼らの経済的地位を語つていたとも言える。従つて、ただ単に、"common to commons" を叫んだこの現状維持主義者たちに対する、当時の nouveaux riches の言葉であつたという「農民は服従を知らず、法律を認めず、すべての人を自分と同じに、すべてのものを共有にせんとする」^⑥と言つた非難ほど、當らない、また奇怪な真理の倒錯はなかつたはずである。農民にとりそれは一体何れに対する非難であつたのか。またかのジェントルマンの言う如く「総ゆるものを共有にせんとす」they would have all things commune そのコミューニズムの理念さえ、かの古き中世以来の開放耕地の育んだ、共存の情感以外の何であつたか。確かに。聖ジョージ

丘 St. George's Hill の畔を掘つた革命下の急進主義者
の思想が芽生えるまでには、社会は大きく動いていなければならなかつたのである。

以上十六世紀における農民の経済的狀態を通観し、思想史との接点をも見出し得たと考ふるわれわれは、次にこの動かねばならなかつた理由を問題としたい。社会が動いたとは具体的には如何なる過程を意味するのか。それは前述したところからも明らかないように、何よりもまず当時農民の、従つて又人口の背^{ひつ背し}骨を形成した勝本土保有農の解消過程を描いてはないのであり、そこには動かねばならなかつた理由が仮定されなければならぬ。かくてわれわれの視野には再び勝本土保有農の特異な歴史的諸条件、就中その保有態様の法的性格が、囲込運動との関連においてクローズ・アップされざるを得ない。問題は換言すれば、勝本土保有農の囲込運動に対する「法的保障の度合」degree of legal security であり、以下学説史を辿ることにおいて更にその所在点を緊縮して行きたいと思う。

囲込運動を回る英国農事情(越智)

一体勝本土保有農が囲込による立退 eviction を強制せられた場合、彼らは果して法的保護を受け得たか否かの点、所謂勝本土保有態様の法的保障に就いては現代史家の異論は暫くおき、これを当時、あるいは十七・八世紀の代表的な法的見解に照しても、その解答は区々であることが知られる。例えば十八世紀的見解を代表するものとしてのブラックストーンは、その古典的な章句において、勝本土保有農の隷農的出自を説きつゝ、厳密な意味における以前と同じ隷屬的狀態 servile conditions を強調しなければならなかつたし、また他方においては「曾つては領主の意の如くなつた土地における」彼らの「慣習的権利の確立」をも承認しなければならなかつた。サヴィンの指摘をまつまでもなく、彼の論理の韜晦は明らかであるが、同様な矛盾は十七世紀のクックと十六世紀のフィッツハーバート Fitzherbert の間に、より明哲な形で見られる。「かかる種類の農民は(勝本土保有農)国王令状によりその保有地を起訴し、あるいは起訴を^{得ず}」^⑧“These manners of tenants shall not plead nor be impleaded of their tenements

By the king's writte”となす後者に対し、前者はその著名な一句に次の如く言う。「いまや勝本土保有農は確たる地盤の上に立つてゐる。いまや彼らは領主の不快を顧慮しない。(中略)ままよ領主の洩面は、身の安全とどんな危険にも臨んでいないことを知つていればこそ、勝本土保有農はそれに傾著しないのである」と。かくこの問題に対する歴代法家の見解に喰違ひがあるとしてみれば、現代史家の異論は寧ろ当然と言ふべきであり、例えばわれわれはその典型的なるものとして、リーダムとアシユレーの論争を指摘し得るのである。リーダムが問題の勝本土保有農の安全性に関する主張を始めて体系的に公にしたのは、一八九二年、「一五一七年の審査」The Inquisition of 1517, Trans. of Ryl. Hist. Soc., N. S. vol. VI. なる雄篇の序文においてであつたと言われるが、翌年には早くも、アシユレーの批判が英國史学雑誌上に現われ、同年リーダムは更にこれに答えて「十五・六世紀における勝本土保有農の安全性」The Security of Copyholders in the Fifteenth and Sixteenth Centuries, E. H. R. vol. VIII. に就つて同

誌上に自説を固執した。^⑤一方アシユレーのこれと対蹠的な見解に就いては就中その著「英國經濟史經濟學說史序説」An Introduction to English Economic History and Theory, vol. I, pt. II, chap. IV. の中に典型的に辿られる。いまトニーによりリーダム説を約言すれば、彼はまず従来の慣習地 customary land における勝本土保有農に就いては、完全な法的保障を認めんとするのであり、立退を強制された土地保有農とは「普通法における任意土地保有農」“tenants at will at Common Law”即ち時として勝本土保有農とは記されても、決して真のそれではない、領主直管地、あるいは荒蕪地 waste を占取したいわゆる新土地保有農 newholders に過ぎなかつたという。この見解はトニー自身も認める如く、たしかに慣習地の法的性格を正しく強調しており、また当時の莊園当局が慣習地と然らざる土地を区別するために如何に勞を惜しまなかつたかと言ふ事實によつて或程度支持せられる。しかしこの理論の困難性は簡単に言つて、われわれが当時の勝本土保有農の運命についで知悉してゐるものと妥協の余地を許さな

いことにある。なぜならば、慣習地においてさえその保有は必ずしも安全ではなかつたからである。例えば彼らの土地保有が単に畢生間の保有であつたとすれば復帰權 *reversion* は当然その農民の死と共に保有地を領主の手に帰属せしめた筈であり、しかもそれを再譲渡するか否かは、法的には全く領主の一存にある。しかしこの点に就いては更に後述するとして、取敢えず此処には一つの史料を提示しておきたい。ヘンリー八世治下もとシオン修院領に属した勝本土地保有農は修院解散後の新領主を星室裁判所 *Star Chamber* に次の如く訴えざるを得なかつたのである。^②

陛下の貧しき臣民と彼らの祖先は(中略)該莊園の慣習に従い、莊園裁判所帳簿の騰本による農民 *tenantes* として往昔より該莊園境界内に平和安穩な生を営みしが *have conveyed and dwelled within the precincts of the said Lordship, by the route of mynute in rest peace and quietnes* …最近マヌンメリンの地主ジョン・パルメルなるもの *John Palmer of Westangmering* 交換により陛下の同莊を購売所有し、衡平 *equyte* と該莊の慣習に反して、該莊騰本土地保有農たる貧しき臣民を悩まし攪乱するに至れり云々。 *vexed conquered and*

困込運動を回る英國農民事情(越智)

disturbed our said poore Subdycates being copyhold tenants of the said manor……

一方かかるリーダムの勝本土地保有安全説に対し、その完全無被護説を主張するはアッシュレーである。「大部分の慣習土地保有農に關する限り、彼らが此の時代の初には何ら、法的保障 *no legal security* をも有していなかつたことを……信すべき多くの理由がある」と彼は言う。即ち要言すれば、勝本土地保有態様とは封建危機に対処する領主權力の農民留置策として慣習化せられたが、慣習が法律として固定化せんとする途上において、農業革命の波は領主をして、再び彼らを隷農的法的無被護状態に復帰せしめたのである、と。しかしかかる巧妙なアッシュレー説に対してもリーダムに対すると同じく史実●反説が予想せられなければならない。というのはアッシュレーの主張にも拘らず、事実として諸法廷は、勝本土地保有農にも法的保護を加え得たからである。著名な事件としては、リーダムによつて特に史家の注意を喚起させられた、かの十五世期末より始まるノーサンプトリア・シンデン論争 *Thingden disputes* の経緯で

ある。領主ジョン・ムルショウ John Munsho を追つて星室裁判所(一五二六)、請願裁判所 Court of Requests (一五二八)、大法官衙裁判所 Court of Chancery (一五二九)、巡回裁判所 Nisi Prius (一五三一)、再び大法官衙裁判所(一五三三)、請願裁判所(一五三四)と転々訴願した一勝本土地保有農ヘンリー・セルビー Henry Selby の勇氣と執拗さは、リーグダムによれば「若しも勝本土地保有農に法的保障がなかつたとすれば、かかる事件の一つだに聞かれはしない」^⑧のであつた。しかしリーグダムの結論は暫くおくとして、事実一五三〇年には時の大法官トマス・モアは係争中の勝本保有地をセルビーに与えており、また一五二九年にはセルビーに刺戟せられたシンデン荘農民が同じく大法官ウルジー Wolsey に嘆願書を送つたが、これが少くとも農民側に有利な判決であつたことに就いては、翌年ムルショウが星室裁判所に提訴した次の如き反訴の一節にも窺えるのである。そこには傲岸な領主の、大法官ウルジーに対する不満の情と共に、この衡平法法廷の態度が必ずしもアシユレーの如き完全無被護説に加担するものでなかつ

たことも示唆しているように思われる。

(ウルジーは) 正規の審査を経ることなく withoute dewe exanyuacyon 王の名において当時ノーサンブトン州の騎士、今日同州奉行 Shryue サー・ウィリアム・フィッツウィリアム Sir William Fitzwilliam に大法官令状を附与し、以て同州における大権の行使を命じ、当ジョン・ムルショウによりなされし困込地周辺の踏及び溝渠を壊つに至れり云々。

つまりリーグダムが勝本土地保有農の完全な法的保障を主張する根拠はかかる執拗な農民の法廷斗争の史実に基くものであり、一例としたシンデン論争は主として衡平法裁判所のそれであつたが、普通法裁判所と雖も、収入多いかかる裁判を徒らに衡平法裁判官 equity men にのみ譲渡することを欲しなかつた。勝本土地保有農が普通法において有する法的保障に就いての著名な「ダンビー・ブライアン判決」^⑨ Dandy and Brian cases (一四八二年)も、何れにしても、彼らの法的保障が問題となり得た一つのケースを示唆するものであつたと言わなければならぬ。従つてわれわれとしては慣習地における勝本土地保有農が完全な法的保

障を享受し得たとするリーグム説に反対しなければならぬとすれば、また同じ理由を以て、諸法廷は彼らに何らの法的保護をも加えるものではなかつたところうマシユレー説を採らなければならぬのである。これは一見不可解なかに二説の整合的な理解の鍵は、いかにあるのか。ここにわれわれの最後の問題が生じてくるのである。以下その展開を示そう。

- ① surrender and admittance と稱するは例は、 Cf. P. Vinogradoff, Villanage in England, 1892, p. 371 seqq.
- ② Tawney, *ibid.*, p. 47.
- ③ W. Blackstone, Commentaries on the Laws of England, Bk. II, 1770, p. 90.
- ④ Tawney, *ibid.*, p. 48, Table III.
- ⑤ Archbishop Sandys to Queen Elizabeth, Saturday 24 November to 4 December, 1582, *ibid.*, pp. 48—49.
- ⑥ *ibid.*, p. 49.
- ⑦ *ibid.*, p. 49.
- ⑧ 例は Cf. Lipson, *ibid.*, p. 179 seqq.
- ⑨ Gay, Quarterly Journal of Economics, XVII, pp. 585—586.
- ⑩ Tawney, *ibid.*, pp. 115—177, Table VI. 参考。
- ⑪ Bacon, History of King Henry VII. pp. 70—72. “The

yeomanry or middle people, of a condition between gen-

tlemen and cottagers or peasants” 慶々曖昧な用語として眼をなぞる。ローランドは例は、トーマス・クックは “a man who may dispend of his own lande in yerely reveune to the summe of 40 s. sterling.” (Thomas Smith, *De republica Anglorum* Lib. I. C. 23) として之を嚴密な法的意味で解釋する。その前掲の用法語彙として、トーマスの書に如く経済的境況を解釋する。参考。 Cf. Tawney, *ibid.*, p. 27. seqq.; A. L. Rowse, *ibid.*, p. 231.

- ⑫ Pauli, Drei volkswirtschaftliche Denkschriften, Tawney, *ibid.*, p. 344.
- ⑬ “Mr. Pratt, your sheep are very fat. / And we thank you for that; / We have left you the skins to pay your wife’s pins. / And your must thank us for that.” (Original Papers of the Norfolk and Norwich Archeological Society, p. 2.) Tawney, *op. cit.*, p. 331.
- ⑭ Cf. Bland, Brown and Tawney, E. E. H., Select Document, pp. 247—250.
- ⑮ Crowley, The way to Wealth (E. E. T. S.), Tawney, *op. cit.*, p. 384. n. 1.
- ⑯ Gerrard Winstanley の思想を説くは例は、ケルンケの「前掲書参照 (本書の紹介としては西洋史書 XV 附稿)」。その複製を引用して Cf. G. H. Sabine, The Works of Gerrard

Winstanly, 1941; I. Hamilton, Selections from the Works of Gerard Winstanley, 1944. 譯註あり。

⑮ J. S. 臣題と圖本との參照文脈を以て、譯註 Ashley, Economic History, vol. I, pt. II, c. iv, p. 274; Leadam, Trans. of the Ryl. Hist. Soc., vol. VI, p. 164; Ashley, E. H. R., April, 1893; Leadam, E. H. R., Oct., 1893; Leadam, Trans. of the Ryl. Hist. Soc., vol. VII, p. 127; Savin, E. H. R., XVIII, p. 296; Quarterly Journal of Economics, XIX p. 33; Leadam, Selden Soc., Select Cases, Court of Requests; History of Northumberland, VIII, p. 289, Johnson, *ibid.*, p. 62 seqq. 譯註あり。

⑯ Blackstone, Commentaries, pp.95—96.

⑰ Savin, English Customary Tenure in the Tudor Period, Quarterly Journal of Economics, vol. XIX, p. 44.

⑱ Fitzherbert, Book of Surveying, p. 28. Tawney, *op. cit.*, p. 289.

⑲ Coke, The Complete Copyholder, *ibid.*, p. 291.

⑳ 參照。

㉑ *ibid.*, pp. 289—291.

㉒ P. R. O. Star Chamber Proceedings, Hen. VIII, vol. VI, No. 181, Tawney and Power, Tudor Economic Documents, p. 19. Enclosures, evictions and other oppressions by grantee of estates of dissolved monastery of Syon, *temph.* Henry

VIII.

㉓ Ashley, *op. cit.*, p. 274.

㉔ J. S. 臣題と圖本との參照を以て、譯註 Leadam, E. H. R., vol. VIII, pp.692—694 を參照あり。近 Savin, Quarterly Journal of Economics, vol. XIX, pp. 72—75; Lipson, *ibid.*, p. 157; Tawney, *ibid.*, p. 360 以下を以て、譯註あり。

㉕ Leadam, E. H. R., vol. VIII, p. 694.

㉖ *ibid.*, p. 692.

㉗ *ibid.*, p. 693.

㉘ Savin, *ibid.*, p. 66. Tawney, *ibid.*, p. 291.

㉙ Cf. Ashley, Economic History, vol. I, pt. II, pp. 278—279; Lipson, *ibid.*, pp. 155—156 近 Savin, *ibid.*, pp. 62—66 を參照あり。

三 モーアンの没落過程

既に説かれた如く、勝本土地保有農とは莊園の慣習に従ふ *secundum consuetudinem maneris* 莊園裁判所帳簿の勝本を所持することによつて土地を保有する農民に他ならなかつた。従つて勝本の所持も亦ちることながら、彼らに對しては莊園慣習もまたその土地保有によつて、一つの重要な前提条件をなしたはずである。勝本土地保有農が別

名また慣習土地保有農の名で呼ばれたのは正にこの事実を指証している。ともに正当な事実を指摘しつつ、二律背反を露呈せざるを得なかつたり。グム説とアシチェー説の整合の鍵は、古くして多様なこの慣習の実体の中に沈潜することにおいてこそ得られるものと思う。それは共同集団の社会生活が伝統として創り上げてきた集団の約束であり、義務であり、規律であつた。従つて慣習が慣習たる以上、そこには何人の制約からも免れた「超記憶的な」immemorialもの、別言すればシオン修院領の農民も言つた如く「往昔よりの」*time owte of mynde* ものたることが要請されなければならぬ。蓋し単なる「規範」*prescription* は未だ慣習ではないからである。と同時に慣習は、それ自らの性格として、常にその妥当する地域を離れることもできない。むしろ当時の一検地官の言葉にもある如く「荘園の慣習とはそれ程普遍的なものではなく、たとえ人がある荘園の慣習と賦役に経験があるからと言つて、他の総ての荘園を知悉していると言ふことにはならぬのである。」従つて其処には必ず幾種類かの慣習群と、それに対応する勝本

土地保有の態様が見られるはずであり、一地方の勝本土保有態様から一般的な法則を導き出すこと自体、慣習がローカルなものである限り、不可能な業とされなければならぬ。かくて勝本土保有農の法的保障の度合が問題となる場合、まず提起されるべきは彼らの世界の慣習如何という点とであり、諸法廷が判決に先立つて訂したのも当該荘園の慣習にはかならなかつた。例えば先に引証したシンデン論争の場合に就いてみても、大法官モアは一五三〇年エドワード・モンタギュー Edward Montague に命じて、係争中の勝本保有地の実態調査を怠らなかつたのであり、前述した如くセルビーにその保有地が与えられたのも、かかる調査を経てのちであつたことは注目されるべきことである。また、時代は少しく前後するが、一五二八年には同荘農民は権利金の不当を請願裁判所に訴えており、領主は法廷において荘園古記録を開陳しつつ、その賦課の常に領主の意志にあつたことを強調したが、一五二九年 (21. Hen. VII) 十一月二十日附の判決は、引証された古記録に則つて「讓渡権利金 *admittance fine* は先例に従い、領主の正当なる意志

reasonable will of the Lord により決定されるべきこと」を申渡したのであつた。^①としてみれば、昂然としてリーダムの挙用した史実自体、後者の一例がこれを明証するように、決して勝本土保有農の法的保障の証左として説明されるよりは、むしろ慣習と先例とに対する諸法廷の態度、それに対する当局の関心を語るものとしてこそ強調されるべきであつたと考えざるを得ない。つまりイシュエールの槍はあくまでも慣習なのであり、荘園文書がいかに地方的慣行の登記に刻明であつたか、また先にも言つた如く保有態様による農民の把握がいかに検地官の細心と汗を要求したかは、ただこの慣習の比重を考慮することによつてのみ理解されると思う。慣習地と新保有地の法的性格の差異に著目したリーダムの所説は只この点においてのみ、即ち慣習の意義を正しく評価としたという点においてのみ、正鵠を逸してはいなかつたのである。しかし彼がそれを超えて慣習地においては常に法の恩恵に浴し、新保有地にあつては然らず、となすとき問題はさして簡単に片附きはしない。無論慣習地においては農民の法的安全の度合はより高かつた

ことを認めねばならぬ。しかしそれもあくまで相対的にのみ語るべき問題で、慣習即衡平 equity と考えた農民にとつても、シンデン荘における一五二九年十一月二十日附の判決がもたらした如き農民の運命を理解するためには、この深い慣習の実体を更に分析する必要に迫られるのである。

かく慣習こそは勝本土保有農の地位を規定した基本的な契機であつたと考えられるのであるが、では一体慣習の如何なる側面がその規定的な役割を演じたのか。われわれはとり敢えずこれに就いては二つの局面を指摘し得ると思ふ。^②即ち第一は土地保有期間 duration of tenure の面から、第二は権利金の性格 character of fines の面からである。

詳言すれば第一の場合とは、農民がその勝本保有に際して(一)相続地 estate of inheritance を保有するか、(二)或いは単に、一定年限 estate for years の、(三)畢生の、または数代に亘つての土地 estate for life or lives を保有するかであるが、それが相続地でない限り、農民の土地はともかくも一定年数の後には、領主の手に復帰すべきものであつたこ

と言うまでもなからう。従つて領主にとつては古い契約の更新も、地代を増加して新たに貸与することも、或いは自己の直管地に編入して困込むことも容易に行われたものと思像される。第二の場合、即ちわれわれが前にも言つた如く勝本土保有農の地代が当時固定地代であつたとしても、権利金が変動する場合は領主は不当な権利金の収取において、終には農民の土地放棄を余儀なくさせ得たとも考えられるのであり、何れにしてもこの慣習の両局面こそは農民の運命にとつて決定的な契機でなければならなかつた。従つてわれわれが勝本土保有農の所謂安全度 Degree of security を問題とする場合、彼らの荘園における以上のよらな慣習のファーズがいかなる度合で交錯するかに先ず視点を合せなければならぬと思ふ。第四表は勿論史料的な限界はあるにしても、当時英國勝本土保有農の立たされたかかる慣習の比重に対する一応の評価を与えるには役立つであらう。先ず(A)表についてみるに、彼らの保有地が相統地である場合、慣習の無視等によつて荘園当局による土地没収の災を受けない限り、農民の地位は一応安全であつ

第 IV 表

(A) 土地保有期間

| 荘園数 | 相統保有 | 勝本 | 新定期保 | 附本 | 畢生本 | また代有地 | 新定期保 | 勝本 |
|---------|------|----|------|----|-----|-------|------|----|
| (a) 82 | 25 | | 17 | | 40 | | ... | |
| (b) 60 | | 22 | | 2 | | 33 | | 3 |
| (計) 142 | | 47 | | 19 | | 73 | | 3 |

(B) 権利金の性格

| 荘園数 | 一定 | 不定 | 一部一定 一部不定 |
|---------|----|----|--------------|
| (a) 86 | 28 | 58 | ... |
| (b) 61 | 25 | 35 | 1 |
| (計) 147 | 53 | 93 | 1 |

たとみなければならぬ。また一定年限における勝本保有であつたにしても更新権 Right of renewal が伴う場合には、實際的には相統保有と大差はない。一方更新権なき場合には定期勝本保有と雖も定期借地とこれまた実際的には何ら選ばない。従つて勝本土保有農でありつつ最も不安な事情に立たされたのは、最後に挙げた農民群を除外する限り、畢生または数代に亘る勝本土保有農であり、保有期間の満

了と共に早晚彼らの土地は領主の手に還らねばならなかつた。しかも以上の統計の示す処によれば、この範疇に属する農民の最も広汎な存在をわれわれは当時の英國農村に設定しなければならぬのである。一方(B)表における権利金の性格に就いても、所謂「不定権利金」 *unfixed fines* をこそむしろその一般的状态であつたと考えざるを得ない。又(A)(B)両者の關係から言つても相統地に固定権利金が相伴つたという一般的定則も考えられない。⑤としてみれば慣習を金科玉条ともし、衡平とも思考した勝本土地保有農民にとつても慣習なるが故の法的保障は期待さるべくもなく、むしろ統計的には慣習さえも不利な条件となり得た農事情をこそ十六世紀より革命前夜における英國農民の恒常的形態であつたと結論しなければならぬのである。「正規の審査を経ることなかつた」ウルジーに対すシンデン領主ムルシヨウの忿懣は、もしも正規の審査が行われたならば慣習は農民に対してよりも領主にこそ有利に展開すべきものであつたことを示唆するものでなければならぬ。

ところで先ず保有期間の側面より、農民問題の在り方に

就いて、今少しく具体的に跡づけておきたいのであるが、前述した如く畢生或いは数代の勝本保有地が早晚領主の手に帰るとき、これを再び彼らに譲渡するか、定期借地に出すかは全く領主の一存にあり、しかも彼はこれによつて地方的慣行とも普通法とも何等矛盾する処はなかつたのである。ただ農民保有地が相統地若くはこれに準ずる場合には領主は相当な抵抗に際会しなければならなかつた。しかし此処においても法網の陥井は到る処で農民を待ち受けていたと言つてよく、或る檢地簿^⑥も語る如く「自己の保有地に就いて余りにも單純素材だつた」農民は、荘園当局の伝統的カリスマに光被され、社会的影響力を縦横に結合し得た領主階級に対しては勿論、新手の大借地農階級に対しても、拮抗の力は未だ十分とは言えなかつたように思われる。果して一六二九年ノッティガムシア・ノース・ウィートレー North Wheatley 莊園の勝本土地保有農は莊吏の誅求を述べたのち、次の如き驚くべき事實を訴願せざるを得なかつたのである。⑦即ち「エリザベス治下六年（一五六四）、ランカスター公領認証の下に、同莊直當地を二二年間契約にて

借地した」農民は、その期間満了に先立つて一法律家マーカム Markham を代理として借地の更新を議せんとしたが、しかも契約成つて農民の発見した事実とは「直管地の新借地を自分名義において二一年間従来の地代で入手した」のは、他ならぬ当のマーカムであつたということであり、のみならず彼は「その後彼に委ねられた信儀に恃り、同地の農民の地代を私腹のために増加し、吊上げたのであつた。」即ち同荘二〇〇名の農民は、昨日は自己の保有地に、今日は彼らを欺いた新借地農を仰がねばならなかつた訳である。更に同じ史料は續いて述べている。⑤「同荘裁判所帖簿及び諸記録は、従来、常に数個の鍵により保管せられ、その中一は陛下の代官 *Mrs. Stewards* 他は農民の保管に委ねられしが、今や代官莊吏の意のままに転々移管され、一度購売者がその保管を要求せんか、陛下が貧しき農民の不利や知るべからず」と。即ち勝本土地保有農にとつては自己の保有、権利金の何たるかを徴さるべき唯一の文書が転移されたことを明らかにしているが、またこの故にこそ農民は、購売者たるステイーの商人カートライト氏、ブラッドネル

聞込運動を回る英国農民事情(越智)

氏の「意のままになる」ことを恐れねばならなかつたのである。恐らくこの例は農民の法的無智と、また借地農、領主側の法的陥井を語るものとしては代表的なものであらう。しかし類似の現象のあり得たことは想像するに難くない。文書を転移した代りにそれを抹消することにおいて「正義と良識に反して彼らをその保有地から追ひ立てた」 *put them from their said holds and renours contrarie to all right and good conscience* 一領主のあつたことを他の莊園史料⑥は告げている。新しい領主と借地農の主体を形成したジェントリーの階級が、農民の法的貧困とは対蹠的に、法知識の精髓であつたことはこれに関連して想起さるべきことである。かの郷士ウィリアム・バーストン *William Paston* が息子達に勧めたという學問が、なによりも先ず「バーストンに住むものは誰でも自分を護らんがために知るべき」法律の勉強であつたことは象徴的である。更にまた前掲した如きシンデン荘における執拗な領主對農民の法廷闘争さえ、リーグムの言う如く農民の「法的保障」に基礎づけられたものであつたというよりは、寧ろサヴィンの指摘

するように、その「法的無智」Legal ignorance に基因したという逆説も強ち不当ではないのである。果してウルジ^⑤の失脚後シンデン農民の大法官トマス・クロムウエル Thomas Cromwel に対する請願の中には、既に彼らの土地の 1/5 を囲込むに至つたムルシ^⑥ウの成功と、剩え不当な権利金の賦課が聞かれる。一体慣習が各地方と荘園とに依じて例え異なるものであつたにしても、それはわれわれにおける知識であり、農民がそれを知悉していたか否かは依然として疑問である。従つて法廷の判決が一荘園の農民に不利なることを他荘園の農民が知る機会を得たにしても、然らば特殊な慣習を持つべき自らの荘園に就いて、その判決は如何にあるべきかを反聞する余裕が封鎖的な彼らにあつたであろうか。即ち判決が彼らの世界の慣習に依じて、異なるものであることを知り得たか、否か。かくて他荘園の判決例を引証しつつ領主としては容易に勝本土地保有農を定期借地に転換すべき口実を得たものと想像される。「私はオーヴァ・バストーン Over Juston のジョン・ウィルスンなるものを説きつけて、彼の勝本を引渡さしめ、彼は二

倍の地代で定期借地に満足した」とノーサンバランド伯の一荘吏は書いている。威嚇と法的手管を弄して勝本保有地、ことにそれが相続地である場合には、その放棄を農民に迫り、之に代うるに定期借地をとらしめたことは当時の史料に頻繁に見られる。こうしたことが農民の上に如何なる結果を生じたか、それは偶然にも残つたウィルソンの次の手紙の一節が何よりもこれを明らかに語つている。荘吏の言う「満足」Contentment とは如何なる意味であつたのか。ウィルスンは書いている——^⑦

ノーサンバランド貴下に。ジョン・ウィルスン、その妻及び八人の貧しき子等の請願。謹みて申さんに(中略)貴下の請願者とその祖先は貴下封領 honour の古き農民として、上バーストンの農地に在時より勝本保有による一の保有地を有せしが、その勝本とは生等が曾祖父、祖父、父も尚現存せるをみしものなり。しかるに今貴下の貧しき請願者は寄る年波に授けなく、つれなき人のみ多きに、(神のみぞ知り給う)貴下封領の荘吏は、之に強うるに定期借地の保有を以てし、二倍、三倍の地代を払わしめ、生等貧しき妻及び八人の子を物乞の境涯に陥しめたり。若し貴下その

情状をきくの隣みを垂れ給わざらんか、生等高き地代のために余儀なく貴下封領の地を棄てて、路頭にさ迷うの他なきなり。

畢生或いは数代の勝本土地保有農の数的優越といふ事実において、さなきだに不安を極めた彼らの地位は、相統地にあつてもまたかくの如きであつたとすれば、当時の英国農村に多くのウイルスンのいたことを想像するにもはや困難を感じない^⑥。或時は武器を手に、新約の聖句を口に、黄昏れ行く中世英国の地平に点綴したシルエットの群像が実は彼と彼らの集団であつたことを此処に想起せざるを得ないのである。

次に権利金の性格に就いても今少しく具体的に述べておきたい。勝本土地保有農の地代が、貨幣価値の低落にも拘らず、略々固定地代を維持したことは既に述べたが、これを領主経済の側から言えば、勝本土地保有農の広汎な存在が、荘園収入の隘路となつたのは当然で、物価の高騰に即応した収入の確保、そしてその方途としての囲込、定期借地の創出のためには、先ず勝本土地保有からの所領の解放が必要であつた。直接保有の根基にメスを振つたのが前述

（越智）
 囲込運動を回る英国農事情

第 V 表

(A) ウィルトシア及びサマセットシア

| 年 代 | 農 民 数 | 権利金 (1 エイカー / 1 農民当り) |
|---------|-------|-----------------------|
| 1520-39 | 42 | 1s. 3d. |
| 1540-49 | 28 | 2s. 6d. |
| 1550-59 | 36 | 5s. 11d. |
| 1560-69 | 29 | 11s. 0d. |

(B) ノーサンバーランド

| 年 代 | 1567(1 農民当) | | 1585(〃 〃) | |
|-------------|-------------|----------|-----------|----------|
| 荘 園 | £ | s. | £ | s. |
| Acklington | 3 | 4d. | 4 | 17s. 2d. |
| High Buston | 2 | 18s. 6d. | 4 | 10s. 0d. |
| Birling | 4 | 6s. 9d. | 7 | 4s. 0d. |

した如き保有期間の問題であつたとすれば、領主がとり得た今一つの方途としては権利金の浮動性に乘じたその引上げ、結果としての土地放棄の馴致が考えられる。第五表はその上昇に就いての若干の史料を提示するものに他ならぬが、因みに(A)表にあつては十六世紀三〇年代、四〇年代の緩慢な上昇に較べ、五〇年代には可成りな、ことに六〇年代には急激な上昇の跡がたどられる。これが物価の上昇と

歩を一にしていることは注目すべきである^⑥。ただ(B)表は、ノーサンバーランドの如き北地にあつては、

中南部諸州におけるほど商品經濟の余波を蒙らなかつたことが、その緩慢な上昇を結果した原因であつたが、ともかくも当時の文献が、"unreasonable and excessive fines"として、彈該措かなかつた事情だけはかかる散発的な史料からも汲むに十分であらうと思う。尤も權利金に就いては法定額があつたが^⑤これもどこまで実施せられたかは疑問であり、勝本土、地保有農の享受した固定地代の利点は、權利金の増徴により完全に中和されてしまつたものと思われる。かくて保有の不安定性と權利金の變動とは、不可避的な勝本土、地保有農の土地からの流離を決定したものであり、困込の嵐は自由土地保有農は暫く措くとしても、勝本土、地保有農に代表されるヨーマンリーの階層を次第に没落の彼方へと追いやりつつあつた。ところで此処において、始めに述べた十七世紀初期の勝本土、地保有の安全性に関するクックの雄弁が奇怪な謎としての響きをもつが、彼の雄弁そのものさえ実は彼らの不安を安定に返さんとする法家の最後の努力であつたと言えばよい。諸法廷が慣習の継受 reception において示した関心と情熱とは、勿論慣習に象

徴される一つの世界を維持せんとしたことを意味するものでなければならぬ。詳言する余裕は既になくなつたがいわゆる慣習土地保有農を主体とするヨーマンリーの階層がテューダー絶対主義のいかに重要な社会的經濟的基盤であつたかを思ふ^⑥。 *panvre physicans panvre royaume, panvre royaume panvre roi.* しかし諸法廷が慣習をのみ判決の根拠とした限りにおいて、叙上の如く慣習も亦彼らの運命を救うものとはならなかつた。領主が慣習を重んじた動機は慣習を脱却せんがための慣習重視であつたのである。勝れて慣習法体系たる「普通法の慣例に従つては、自らを助くべき何らの救済策をも持ち得なかつた」^⑦ they had no remedy by the course of common law to helpe themselves ヒューリングトン Hewington の農民が衡平法法廷大法官衙に訴願したのは之を物語るものであり、事実まだ比較的慣習法を超越し得た衡平法諸法廷——とくに星室裁判所・請願裁判所——においてのみ、ヨーマンリー維持の國家理性^⑧は最後の活動の余地を存置し得た。絶対主義政策の源泉となつたこれらの諸法廷が来るべき領主的市民革命の渦

中に如何なる運命を辿らねばならなかつたかは「人民に對する寛すべからざる重荷」^②として廢棄された星室裁判所の末路が最も明らかにこれを示している。しかし「人民」の意味は限定されねばならぬであらう。なぜならば「貧しさものの裁判所」Court of Poor Mens Cause 請願裁判所も革命を契機としてその意味を失つたからである。かくて保有の不安と権利金の不当 unreasonableness は長く勝本土地保有農運動の評語となつたが、かの恩寵の巡礼、ケット一揆にみる如き過去の保有の安定と“easy fine”への回顧的な要請^③は、従つてその保守主義は、これも革命を契機として新しい段階に入つたように思われる。「古臭き陳腐な奴隸の徽章、実のりなき勝本保有…(かの征服者が人民への烙印)は総て取り払わるべし」とロヴェラーのプログラムが語るとき、それは既に勝本土地保有態様への自己批判の体系としてある。囲込の嵐は既に長く、社会は單なる回歸を許さぬまづに大きく動いていたのである。

① Topographer and Genealogist, vol. 1, Tawney, op. cit., p. 293.

囲込運動を回る英国農民事情(越智)

② Lendam, E. H. R., vol. VIII, p. 692.

③ Savin, Quarterly Journal of Economics, vol. XIX, p. 78.

④ Savin, *ibid.*, p. 52; Tawney, *ibid.*, p. 297. 此の語は Savin, *Angliyskaya Derevnya v Epokhye Tudorov*, 1903, pp. 145—148 に用いられる。

⑤ Tawney, *ibid.*, p. 300, Table XIII. 國表中(イギリスの)に於ける(イギリス)の地代と地租の比較。

⑥ Tawney, *ibid.*, p. 300.

⑦ Survey of Town and Liberty Holt. Tawney, op. cit., p. 302.

⑧ S. P. Dom. Charles I. vol. 151, No. 38, Bland, Brown and Tawney, E. F. H., *Selet Documents*, p. 255; Tawney, *ibid.*, Appendix I, pp. 413—415; C. Hill, *The Good Old Cause*, p. 90.

⑨ Tawney, *ibid.*, p. 414.

⑩ P. R. O. Star Chamber Proceedings, Hen. VIII, vol. VIII, No. 83. Tawney and Power, *Tudor Economic Documents*, vol. 1, p. 30 “...when he hath theym in his handes some of the same writings he raseth and delivereth the same so rased to his seid tenants ayem, by colour whereof he daily troubleth and maneseth thaim to put theym from their seid holdes and tenours contrarie to all right and good conscience.”

⑪ *イギリスの歴史* A. I. Rowse, *The England of Elizabeth*, 1951, chaps. VII, IX 参照。

- ⑭ H. S. Bennett, *The Pastors and their England*, 1922, p. 4.
 Savin, *Quarterly Journal of Economics*, XIX, p. 75. cf. Lipson, *ibid.*, p. 157. 因るに、リーダムに於ける保有地が一五二六年 Star Chamber に訴願したるは自己の保有地の "copyhold estate of fee simple" なることを申立ててなり、一五三〇年 (c.) に於て "ancient demesne" 及び一五三一年 Nisi Prius に於て "freehold" 及び一五三四年に於て Court of Requests に於て "socage in ancient demesne" と陳述したるは E. H. R. vol VIII, pp. 692—693. この陳述の非一貫性は自己の保有地の法的性格に關する農民の法的知識の貧困を語るものにして、その言わなむは仕方なき。

⑮ Savin, *ibid.*, p. 74. かかる事実こそ単に *de jure* にとのみ扱われたリーダムの見做とした重要な側面であつたことが注目せられる。結局著名なメンデン論争も農民の進命を改善するものとはならなかつた。農民の一時的成功もリーダムの言う加き legal security にあつたことではなく、ウエルシーの困込政策に負つたものであつたと言わなければならぬ。

- ⑯ Northumberland County History, vol. VIII, p. 238. Tawney, *op. cit.*, p. 303.
 ⑰ Northumberland County History, vol. V, p. 210. *ibid.*, pp. 303—304.

⑱ 此處にも試みにケイの仮定的統計を挙げれば、一四五五—一六三七年に至る立退農民数は約三四、〇〇〇人であつたと言われ

| | 小麦 (1ク オーダー) | | 豌豆 ("") | | 燕麥 ("") | | 麥 ("") | | 牛 | | 羊 | | 豚 | | 鶏 | | 鶏卵 (1 ダロウ) | |
|-----------|-----------------|------------------|---------|-----------------|---------|------------------|--------|----|----|-----------------|----|------------------|-----|-----------------|-----------------|-----------------|---------------|----|
| | s. | d. | s. | d. | s. | d. | s. | d. | s. | d. | s. | d. | s. | d. | d. | d. | d. | d. |
| 1401—1450 | 5 | 9 $\frac{1}{2}$ | 3 | 2 $\frac{3}{4}$ | 7 | 9 | 4 | 3 | 16 | 5 $\frac{1}{2}$ | 2 | 1 | 7 | 6 $\frac{3}{4}$ | 2 | 5 | | |
| 1451—1500 | 5 | 6 $\frac{1}{2}$ | 3 | 4 $\frac{1}{2}$ | 6 | 6 $\frac{3}{4}$ | 3 | 8 | 15 | 7 $\frac{1}{2}$ | 1 | 10 $\frac{1}{2}$ | 8 | 3 $\frac{1}{2}$ | 2 $\frac{1}{2}$ | 5 $\frac{1}{4}$ | | |
| 1501—1540 | 6 | 10 $\frac{1}{2}$ | 5 | 1 $\frac{3}{4}$ | 9 | 4 $\frac{3}{4}$ | 4 | 5 | 22 | 9 | 2 | 10 $\frac{1}{2}$ | 10 | 0 | 3 | 9 | | |
| 1541—1582 | 13 | 10 $\frac{1}{4}$ | ... | ... | 20 | 10 $\frac{3}{4}$ | 10 | 5 | 70 | 0 $\frac{1}{4}$ | 6 | 4 | ... | ... | 4 $\frac{3}{4}$ | ... | | |

⑲ Johnson, *op. cit.*, p. 58.
 Cf. Tawney, *ibid.*, pp. 305—306. 又 麥は Wiltshire 六荘國、Somersetshire 一荘國に於ける統計を採る。

⑳ 例へば、上に掲げる物価表と対比せよ。(Steffen, *Studien zur Geschichte der Englischen Lohnarbeiter*, Bd. I, pp. 254—255; 365—366), Tawney, *ibid.*, p. 198. Table VII.

㉑ Savin, *Quarterly Journal of Economics*, p. 66. "reasonable fine" とは權利金一定せざることを「二年分の地代額」two years' rent とおられた。Tawney, *ibid.*, p. 307.

㉒ 「軍の花」を以てのメーンリー、とくに租税の対象としてメーンリーを以ては念頭におくべき。国家財政がなお直接税としての subsidies に依つて賄われた當時

困込による農業収入の増加、換言すれば領主層の収入の増加も必ずしも国庫を潤すものとはならなかつた。Tawney, *ibid.*, 334. 因みに絶対主義の基盤については最近それをジェントリにありとする議論もみられるが、(角山栄氏「ジェントリ論」)の点叙上の論述はそれが尚 Yeomanry 具体的には広汎な customary tenants の上であつたことを種々な角度から明らかにするよう思われる。

⑳ Tawney, *op. cit.*, p. 302.

㉑ Statutes of the Realm, v. 110. 17 Car. I. cap. 10. S. R. Gardiner, *The Constitutional Documents of the Puritan Revolution*, 1906, p. 181.

㉒ J. R. Tanner, *Tudor Constitutional Documents*, 1922, p. 299.

㉓ Bland, Brown and Tawney, E. E. H., *Select Documents*, p. 249.

㉔ M. James, *Social Problems and Policy during the Puritan Revolution*, 1930, p. 94. *J. J. V. Leveller Movement* の中に顯著に現われた 'anti-Normanism' を指摘してまことに無厭ではなうであらう。即ちかかる思想の出現そのものが広汎な customary tenants の自己の出自そのものへの反省であり、謂わば class consciousness としてあつたことに注目すべきである。かかる意識の芽生は逆に言えば社会構造の一步前進を意味するものに他ならず、革命を副期として一方では困込に対する非合法法の觀念は薄らぎ、それだけに領主対農民の關係

困込運動を回る英国農民事情(越智)

は意識面でもより鮮明な自覚的形態をとるに至る。 anti-Normanism については Cf. Schenk, *ibid.*, p. 68. sqq.

史 林 前号目次 (三五卷二号)

越前国東大寺領荘園の経営 岸 俊 男

溜池灌漑地域に於ける用水分配 喜多村俊男
と農村社会

奈良と堺 永島福太郎

グプタ朝印度社会の一考察(中) 佐藤圭四郎

〔書評〕 門 脇 禎 二

梅原隆章著「大鏡成立論攷」

仁井田陞編「近世中国の社会と経済」 里 井 彦 七 郎

R. Bloch. *L'Etruscologie* 浅 香 正

小林行雄「日本考古学概説」 藤 沢 長 治

史 林 次号予告 (三五卷四号)

日清戦争特輯

京大国史・東洋史・西洋史・地理学各研究室

The English Peasantry in the Enclosure Movement

A Study of the Sixteenth Century Yeomanry

by

T. Ochi

This essay is an attempt to provide a more fundamental treatment than has been found hitherto of the Enclosure Movement in our academic circle. It is an attempt to restate the essence of the movement not in the mere typological difference, periodical, geographical and administrative, that has been discussed even among us to some degree, but in that dynamic process of the disintegration of the feudal tenure. Accordingly the question of the statistical estimate of the areas enclosed and of the number of the tenants displaced is not here so concerned with. The most important is, after all, to get the general view of the economic forces at work and of the structure of the legal relationships upon which they operated. While the agricultural revolution of the sixteenth century was in process, legal considerations were largely the determining factor. The legal status of the tenants was not the artificial discrimination of the lawyers, but was often all that lay between prosperity and destitution. In this connection the decisive cause of the decay of the feudal society is to be found not in the realm of economics but in the legal insecurity of the peasantry, especially of the customary tenants who constituted the greatest part of the rural population and that substantial English yeomanry.

Miyake : Its History and its Significance

by

T. Kadowaki

The term *miyake* has been the source of much confusion, but it must be applied, in my view, to three distinct forms of institution——*tonden* (屯田), *tonso* (屯倉) and *kanke*(官家)—— which differed from each other in its historical development and its historical significance. In the formative period of the ancient state of Japan it provided a military